○忠臣藏の實說の內　大鷲文吾

（十三編の續稿）

源吾夜討の四五日前しんし賣となり茅場町を通りぬそのころ榎本其角同町に住居しゐけるが（其角元祿の末年茅場町藥師堂の邊に住めり草菴の記類柑子に見ゆ）家の前を源吾がかゝる賤しき形にて通りけると不思議にもひ呵とゞめていひけるは是はいかゞなされ候ことよや餘りと申せバ不審なる御姿なりと問ふ源吾答へて我らも落ぶれて今バかやうの形となり一飯を食すべき方便もなきよいされりといふ其角聞きてつく〳〵其形を見るに極寒の時節なるよ薄き鼠色の單物を着股引をはき紺手拭を冠りたり最と哀れにおもひて座敷へ通し食物などを出して振舞ひしうへ源吾の歸るをり蒲團一つを與へてせめてハあれを被て夜寒を凌ぎたまへといひければ源吾大よ悅びの体よて禮など厚く述べて歸りけりそれより四五日を過ぎて本所吉良の屋敷へ淺野の舊臣夜討したりといふ風聞高かりけれバ其人數の書附を其角も借りもとめて見るに大高源吾も其人數の中にあり此時其角横手を打てさて〳〵源吾ハ眞の武士なるかな四五日前に身をやつして來り我までをもさばかりー心底いかにも思慮深き武士なりさる心ゆゑかくまで大事を思ひ立て主君の仇を報じたるよとて大きに感ドけるとそ源吾の鉄心其角の義交何れ又なきこともなりと

て當時人々が稱せしといふ
俗傳其角源吾に兩國にて出逢ひ酒屋へ伴ひゆき「年の
瀬や云々の俳句を賜り」に源吾「あ」た待さるゝ其の
賣船と附け」といふは後の僞作なるべし大事を包め
る源吾ゆゑでかゝる傲然たる言を吐き心中を人に察
せらるゝが如きのことあるべしとも思はれず又源吾
此時煤掃竹賣りになりしといふも謬りなり
源吾の母は小野寺重内が妹なり年老て後は髮を剃り
貞立と戒名して世を遯れ居たり源吾に弟あり幸右衛
門といふ伯父重内の養子となれり源吾浪人の後江戸
へ來り淺草諏訪町に借家して住ミ前句冠附の点など
して暮し居たるが討入の時節も星や來りしかば赤穗

に留りさる母のかたへ名殘の一書をおくれり其文に
いはく
わたくし事ゐん度江戸へ下り申候はんねん兼て御物
語申上通り一筋に殿様御いきとをりを察し奉り
御家の御ちじよくをすゝぎ申度計りにて御座候かつ
うは侍の道をも立て忠の爲命を捨先祖の名をもあら
はし候にて御座候勿論大勢の御家來に御座候處さし
て御懇にも遊ばし不被下候はゞ人なミのわたくしに
御座候得ば此節大体にも忠とぞんじながらへて御前
様の存命の御やうゐく仕まつりあり候て世のうしり
も有間敷ぞんじ候へどもいか程も御厚恩の侍の中に
譯てなまじいに御側近き御奉公相勤御尊顔を拜し奉

りーゆゑ朝暮の儀今以片時も不奉忘大切成御身と捨
させられ候事難忘御家をも打捨思召詰させられ候御
相手を御打ろんじあまつさへ淺間敷御生害をとげら
れ候だん御運の尽とい申るがら無念至極乍恐其時の
御心底を押計り候へバ骨髓に通り候て片時も安き心
い無御座候去とも御短慮ゆゑと時節到來とい申るが
ら一かたるらぬ御不調法故天下の御心きどほり深く
御仕置に被仰付候御事に御座候へバ力に及不申候御
事全く天下へ御恨申上べく樣無御座義にて候ゆゑ御
城い子細なく差上申たる事にて御座候是天下へ對ー
奉りいきどほりを存申さぬ故事にて御座候乍然御亂
心よも無御座候て上野介殿へ意趣御座候よしにて御

切懸るされ候事よて御座候へバ其人は正敷敵よて主
人の命を捨られ候程の御いきどほりにて御座候處よ
敵をあんかんに差置べき樣昔よりもろてし我朝共に
武士道にあらぬ御事にて御座候ろれ故さつろく敵の
方へ押かけ可討の處大學樣御閉門にて御座候へバ御
免の時分もしや少ーよても殿樣御跡被仰付上野介樣
にも何とぞ品付候て大學樣外々の聞え能く世間も遊
ばし候樣罷成候はゞ殿樣てろ外の道に候得ども御家
い殘り申事にて御座候然バ我々い出家沙門とも成又
いじがん仕候てもいきどほりい安め奉り候はんと此
時節まで口惜しき月日を送り候所に其甲斐もるく安
藝の國へ大學樣には御越被遊御閉門御ゆるしと申名

ヨリにて御座候尤年月過候はゞ何卒御代に被爲出候
御事も可有御座候半よしや左樣に御座候迚も此節ハ
殿樣御跡ハ絶失さる事にて御座候へバ此上前後を見
合申ハ臆病の仕る所武士の本意あらぬ事よて御座候
此うへ天下へ御ろせう申上何卒相手方へ御手當も被
仰付大學樣廣〳〵と被遊下候樣にと一命をかけ御あ
げき申上是非御取上無御座候ハゞ其時相手方へ押懸
可申函しきりに相談の衆も御座候一利有之にハ候得
共中〳〵左樣のとゝふがましき事仕べき道理と存不
申候御取上無御座候に付相手方へ押懸申段偏に天下
へ御恨申上候にひとしく御座候然バ以の外の儀大學(田)
樣を始め御一門樣方迄御爲によろしからぬ御事にて

候故一筋に殿樣御いきとほりをはらし候よりほかに
ハ無御座候[illegible]
一段々申殘し候ごとく武士の道と立て御主の仇をむ
くひ申意にて全たく天下へ對し奉り御恨み申上候に
てハ無御座候然れども如何なる思召も御座候て天下
へ御恨みも申上たる同前とて我々共親妻子へ御たゝ
り御坐候とても力に及び不申候萬一さやうの事に成
候はゞ兼ての通り御覺悟被成候てろ專一とぞんじ奉
り候御はやまり候て御身を我と御あやまち候事ゐど
呉〳〵も有間敷事に御座候まゝ必々左樣に御心得可
被遊候世の常の女の如く彼是と御嘆の色を見させら
れ愚に御渡おはしまし候はゞいか許り氣の毒にて心

もひかれ候はんかさすが常の御かくごの程御座候て
思召切都てけるげの御すゝめにも預り候御事扨々今
生の仕合未來の悦び不過之天晴我兄弟は名利叶申た
る義を淺からぬ本望奉存候先よての首尾の事ハ被懸
御心間敷候私三十一歳幸右衛門二十八歳金右衛門廿
四歳何れもくつきやうの者共にて御座候たやすく本
望とげ亡君の御心を安め未來ゑんまの帳の金札に土
產にも備へ可申まゝ御心安く思召候て只御息才にて
何事も時節を御待可被下候御よはひもいさふ御かた
ふき被成候まゝ中〳〵程有間敷御身に候ゆや御心細
く思召とぼしき月日を送り被遊候はんと奉存候得共
其段力に及不申候時に臨ば主の命をろむき父母を肩

にかけいかなる山の奥野の末にも隱れ又臣君の爲に
ハ父母の命をも失ひ申候事義と申ものもだしがさき
さめしにて御座候是等の道理くらからぬ御前樣にて
おはしまし候へども筆にまかせて殘し〳〵金右衛門
母上おせんにも時々被仰候てれろかにかゝしと申さ
ぬ樣にたがへに力を御添させられ候はゞ幸哉御法体
の御身よて候得ば此後彌佛の御勤のこうきもつらき
も御まぎれまし〳〵未來の御事朝暮御わすれなく世
をれざやかに被成候て寺へも切〳〵御參詣あろばし
ひとへに御加ぢ御養生にも成可申候うばへもあきら
め候やうにおふせ可被下候かしく

九月十三日　大たか

[illegible]母者御人様[illegible]
[illegible]御申上給つ[illegible]
[illegible]

○忠臣藏の實說の內、大星力彌[illegible]
淨瑠璃に作れる大星力彌とは大石主稅のことなり主稅の實
傳と記さむに主稅名を良金といふ內藏助良雄の子なり其
妾某の生ところに係る主稅幼より言語溫順にして容貌凡
ならず宛も成人の如し內藏助の妻は但馬國豐岡京極家の
家老石東源五兵衛が女にして主稅が嫡母たり二男吉千代
三男大三郎女子一人都合三子を生めり主稅能く父母に事
へ弟妹を愍ミはれば嫡母も其志を感じて主稅をいつくし

むこと所生に進たり主稅が出生せしころ淺野內匠頭長矩大
石が家にいたり出生の嬰兒を見てその祝ひなりとて脇差
を取て授けしとあり既にして成長なし七八歳にいたりけ
れば內匠頭召して寵愛し主稅に向て何品が欲しきや欲し
きものあらば望むべしとあるに主稅餘の品は望ましから
ず馬ころ欲しけれと答ふ內匠頭感歎して實に栴檀は工業
より薫し內藏助良子をもてり我が家の柱石を增すの樂ミ
ありとて旅より馬を牽出させ數匹をならべいづれにても
望ましきを擇むべしとあるに主稅栗毛の太く逞しきを指
し彼馬ころよけれと望む內匠頭汝が望むところは我も秘
藏の駿足なれども請ひにまかせてとらすべしとてやがて
其馬に鞍おきて與へられけり主稅灸の性をうけつぎ弱年

より精を勵まして文を學び武を習へり内藏助常に諭して
いへらく文武は車の兩輪の如しとハ古人の金言にして武
士さる者の常に忘るまじきことあり我が家歴世君家の柱石
さり汝妾腹さりといへども長男たれバ我が家を繼ぐべき
は順道なり我未熟ながらも家老の一人たれば汝も亦さ我
が後職を襲ふなるべし抑も一藩の重臣さる者文武の道に
暗けれバ君も其言を容れられず顯属もその令を甘受すべ
からずしかれバ藩務を擔任せんもの文武の道を闕くべか
らず汝年尚少しといへども旦暮此事を忘るゝことなかれと
いふ主税父の教訓を守り日夜文武の道を學て徒に日を消
することなし母あまりの勤學に病もや出んかと案ト煩ひて
内藏助に主税年いまざ少し些ーハ心を慰むるの遊びをも

ゆるさせさまへと諫む内藏助微笑して汝の慈心我も知ら
ざるにあらねども彼も精力のつゞく限りあらう勤めもすら
めいかで身を損ふまでに至るべきやたゞ其意にまかせバ
反てその宜きを得べしとて尚ほもその爲すところに任せ
り主税ます〳〵勉勵し年十一二の頃ハその効あらはれ一
藩その文學武藝に上達せるを稱せざるはなし内匠頭これ
を聞きてます〳〵寵愛せしといふ主税身の丈人にすぐれ
十二三歳の頃に至ては世上普通の者の十五六歳の如くな
りしとそ十四歳のとき主家の難に遭ひ一家亦穗を去りて
京都に移住せりしかるに内藏助後嗣の大謀を抱けども主
税にハ少年のことなれバとて明かさず仇家の心をゆるさん
さめ日夜遊里に行通ひて本心を失へるものに似さり元祿

十四年夏ごろのことありしが主税父の行跡を視るにひたすら大酒淫慾に耽り同志の友をかさらひては遊廓に赴き人と爭論を起し或るときは泥にまゝれ又或る時は道路に醉倒れなどして其濫行言ふべくもあらざれバ主税大にこれを憂ひて武士の道理を失ふこと親ながら有るまじきことなりと折に觸れてハ日夜酒を耽けさせらるゝこと御身の養生にもあるまじく且つ深夜の御歩行ハ猶以て惡しかるべけれバ向後御とゞまりありて然るべしと諫めけれども内藏助露ばかりも聽入るゝ色なし或日のことなるに内藏助島原へ赴きし財にて主税父の部屋を見るに菱川何某とかやいへる浮世繪師が畫きさる一幅を床の間に懸置きさり主税これを見て口惜く思ひ武士の道を失ひたまふ父上かな主君

の敵を眼前に置きながら遊蕩に身をくづさせさまふ淺猿さよと歎きつゝ遂に畫幅を散々にそ引裂きける主税此跡に懸換ゆるものこゝろあれど狩野探幽が畫きさる豫讓が衣を裂くの圖を取出して掲げ置けり内藏助歸りて主税を呼びいかなる主意にて畫幅をバ懸換へしよやと尋ねければ主税涙を洒ぎていへらく此程の御行跡よも御本心とハ見へさせたまはず赤穗城を立退きしより御心も亂れさまふにやかく御情なき御振舞いなかりしものをいかなれバ此程いくるはせさまふにや口惜しき限りなりと泣く内藏助太よ立腹の体にてそれを汝にならふべきか善惡ともに親に從ふが子さる者の道なり親を輕ずる今の過言ゆるしがたしと扇を取て散々に打つ主税せん方なく涙ながら己

れの部屋に引入りけり内藏助悴をバ故意と叱りしものゝ其所存覺束なければひろかに小蔭に立忍び部屋の内を窺ふに主税かくとも知らずして硯と引よせ墨を磨し遺書をかき終りやがて脇差を拔て南無といひさま腹へ突立んとす内藏助大に驚きゐがら駈入りて其手をしかと握りとゞめ是れ主税内藏助ゐるぞ待てよとばかりにて涙泫然たり

（以下十五編に掲ぐ）

○叱又平の實説

「傾城反魂香」といふ淨瑠璃に土佐の末弟浮世又平重おきといふ者大津に住みて畫をかきしよしを作れり此者人と爲り口叱ゐるよしに作れるを以て世人或ハ又これを呼びて

叱又平といへり此浮世又平とハ浮世又兵衛のことを作れるゐり又兵衛は越前の産にして本姓を荒木といふ故有りて母の姓岩佐を冒す能く時世の人物を畫くによりて時の人浮世又兵衛と稱せり世に傳へて大津繪ハ又平といへるものかき始めさりと此又平といへるは又兵衛とハ別人にして大津繪をかきはトめ享保のころまで其子孫ありしといふ（大津繪ハいづれの時代よりかき始めしにや元祿の頃にハ專ら佛畫をかきしと覺しく同三年板の書に大津大谷の邊佛繪いろ〳〵ありと記し又芭蕉の俳句に、大津繪の筆のはじめハ何佛ゐどあり）されバ此の淨瑠璃の又平といへるは大津に又平といふ者ありしを浮世又兵衛が事として二人と合して一人の如くに作りしゐり今世人大津繪の元祖

い浮世又平といふものなりといふ右の浄瑠璃の趣を實事なりと思ひ誤りて傳へし妄説あり又兵衛の傳ハ書にも見えたるが大津にて賣書をかきしとなく又其の書風を見るに大津畫とかくべき体にあらず且つ此人叱なりーとハもとより聞かず（玄かるに享保三年刊行の一書に浮世又兵衛ハ大津繪の元祖といふと記せーものあり此の浄瑠璃を近松門左衛門が作れるハ享保二年のことなれバ右の書ハ一年前に刊行せしなりされバ其前なかゝる謬りと言傳へしを門左衛門ひろかに取れるにやあらん）されバ浮世又兵衛大津の又平自から別人なりされども又平の事跡とては別に傳ふべきともなく況して浄瑠璃に作れる大津繪が人に化して敵と防ぎ且つ又平の書石ととほりしなどいふハ皆な例の作り事にーてかゝるとありしにあらず

○

○曾我十郎五郎の實説　（十三編の續稿）

（母別れの條）

膳に母詞を改め祐成に向てかく狩場の供をとゞめぬれバ小袖を惜むに似たりされども小袖ハ決して惜むにあらざれバ好くゝなけれども是れをぞとて練絹の小袖一つ取出てーてぞ與へける祐成拜謝してこれと受け次の間へ退出てわが小袖と着換へ脱ぎたる小袖をバろのまゝ打捨て出ぬ是いひろかに紀念にと遺せしなり時致ハ勘當の身あれバ兄の方に泣居たりしがつく〳〵思ふに母の勘氣をゆるされずして死せんとハ無念あり推參して託びて見ん生きさる

ほどころ御氣強くハ仰せらるゝとも死したる後ハ悲みた
まはんと疑ひなし思切て願ひ見んとてやがて母の方にゆ
さりけりされども流石にハ内へハ入らず廣椽に坐し障子
を隔てゝろも誰か御子にて候はぬ時致にも召換の御小袖
一つ賜はりて狩場の曠着にいさし候はんといふ母聞きて
誰れか來りて小袖一つといふべき子ころ持たね十郎ハた
ゞ今取りて出ぬ筥王とてえせ者ハありしが彼ハ勘當して
行方も知らず是ハ若殿原がわらはを笑わんとてかく仰せ
らるゝと覺えたり見苦く候早や門の外へ出られよと事も
あげにいひければ五郎思切て來りしとなればろの筥王が
參て候といふを母打消してろをば誰がゆるしてこゝま
で來らせしぞや去と思ひて[illegible]るにや[illegible]

[illegible]五郎[illegible]
郎此處へ來り此体を見て母を諫めていひけるハ弟一旦御
心を背き法師にあらざるハ不孝にハ似されとも心だに眞
の道を守りあればろの形にハよるべからずあはれ祐成にめ
んじて御ゆるし候へかし父にハ幼より別れ天地の間に誰
れかハ彼を憐むべきしかるにかやうに御心ろ強くましま
せば何れへか立ち倚るべき不憫とハ思召し候はずやとい
ふ母尚ほも怒りて聽入れざれば十郎故と怒りさる面色に
て立上り生甲斐なき弟の一命なり首打落して不孝の御託
をいささすべしとて廣椽に駈出づ侍婢ら驚きて押とゞむ
れとも聽かず廣椽をどう〳〵と踏鳴らして弟ろれへ出よ
といふ母も大におどろきて十郎の袖をとゞめ物にくるふ

か祐成願ふことのかなハねバとて現在の弟を手にかけて殺すとやあるそれほど迄のとゝありとハ思はざりしとて悲嘆の色あり十郎事こゝよけれと思ひてしからバ御詞ゝ從ひ命を助くべしさあるからにハ勘氣御赦し候へかーといふ母今は赦すべしといふ十郎怒りをとゞめ靜に坐にかへり一時の權謀とハいひあがら母を欺きしとの勿体なさよとて心中ひろか泣居たりやゝありて十郎外へ向ひて御免あるぞや時致此方へ參り候へといひけれバ時致ハ涙に袖をつゝミかね悄々として座敷へ出たりけり母此体を見て實にや親子の中ほど哀れなるとハあし年老い才薄く人數あらぬわらはがとゝ左までに思ひけるとの不憫さよ片輪ある子をだにも親ハ悲む習ひぞかしいかで惡しと思ふべ

き勘當せしは只好かれと思ふがゆゑありと泣きぬ暫しありて母侍婢に向て酒持てよといひけれバやがて盃に肴取添へて二人の前に置く母先づ飲みて三年以來勘當せしを只今ゆるしたるしるしに此盃を與ふるぞとて差す十郎祝ひに舞ひよといふ五郎辭する能はずして左の如く謠ふてぞ舞ひにける

君か代ハ千代にひとさひゐるちりの
白雲かゝる山とあるまて

ろのまゝ拍子を踏かへて

別れのことさら悲しきハ親の別れと子のなげき夫妻の思ひと兄弟ハいつれをわきてか思ふへき袖にあまれる忍びねをかくしてとゞむるせきもかゝ

かくて酒も過ぎければ十郎畏まて先刻も願ひし如く今度の狩場にハ是非とも參りて兄弟ともにいかゐる功名をもあし思はずの恩賞にもあつからんと存じ候なりといふ母聞きてゐにとやらん今度の事心もとなくハ思へども左までに願ふことなれば枉てゆるすべしとて頓て白綾の小袖を取出して十郎にハ先刻取らせつるが是ハ五郎の請ひにまかせて與ふるなりとて取らせければ時致感泣して受け收め次の間へ入りて着古しさる練抜の小袖と脱かへて見ぐるしくハ候へども人に給びさまへとて是れも紀念の意にと遺しとゞめける扨て兄弟ハ我が部屋に歸り狩裳束をとゝのへて今一さび母に暇乞して行かんとて母の前に出ければ母これを見て狩場ハ人の群集ふ所なればかまへて人

と爭ひしさまふゐ心のはやるまゝに人の相附さる鹿射たまふべからずといふ兄弟かゝる教へを蒙るも今を限りにあろと思へば涙とゞめかねてありしが長居して心のほどを悟られなば反て事の破れなりとて急ぎ立けるに時致誤て妻戸の端に躓づきて倒れたり母これを見て今日の出立思ひとゞまりさまへ門出あしゝといふを祐成笑ひて馬に乘るものハ落ち道行く人ハ躓くハ皆ゐ人の常事なりされバとて其度にとゞまり候はゞ道行人も候はじとて打連れて出にけり祐成が供には團三郎時致が供にハ鬼王ろの外四五人從ひたり母廣樣に出でろの裝ひを見て直垂れの着やう馬の乘り方手綱のとりやう十郎ハ父に似されども骨格ハ遙かに劣りさり又た五郎ハ烏帽子の冠りやう矢の負

ひ方弓の持ちさまに至るまで父には少し似たれども是れも骨格ハ遙かに劣りたり山寺よは成長したれども五郎は色黒く勇猛に見え里に住そしかども十郎ハ色白く優美なり我が子と思ふゆゑ何れも消げなるものどもかな同じくは父諸ともに見るならバいかに嬉しかるらんといふ侍婢といめて門出の御出立に懐舊の御涙ハいまはしといひけれバ母まことや彼らが勇ましき姿を見て覺へず昔しの思ばれて候千秋万歳と榮ふべき子どもの門出なり此度の狩場に功名して恩賞にあつかりやがて目出たく歸るべけれバそれをのみ待つべーとてハそぎ内よ入りぬ兄弟ハ是れ今生の名殘なるとおもへバ涙のとゞめあへぬを袖に包み馬と打させて出行きける

（以下十五編にかゝぐ）

○

○關の戸の實説

「積戀雪關戸」といへる淨瑠璃は小町櫻と呼べる櫻樹ありて其花の色淡黒に咲けるを以て墨染櫻と稱ふるを種として作れるなり小町と宗貞といへる者とが情交ある如くに作れるハもとより無根の説なれども淨瑠璃狂言ハ情痴の態を演するを以て其得意とするものなれバ已ゝがたきとなりとせバまだしも其罪恕すべしといへども黒主を以て謀叛人なりとせしハ人を誣ゆるも亦酷しきものにして黒主の爲めにハ千歳の寃といふべし史書を讀むの士ハその妄なるを知り得れども唯り兒女子に至ては或ひハ淨瑠璃の趣を信じて眞に叛人なりしと思誤る者なーともいふべか

らず抑も大友黒主い近江の人にして世々近江の大友郷に居るを以て遂にその氏とせり（大友或ひい大作とかける書もあれども誤りあり）大友郷い滋賀郡に属するゆゑ人呼で滋賀の黒主とも稱せり園城寺郡中に在り故に黒主を以て地主とあす黒主は和歌に長せるを以て世に聞えしが郡の大領に任せられ従八位上に叙せらる貞観年中園城寺を以て延暦寺の別院とせられしゆゑ黒主神祠の別當となれりとぃふ以上叙する所い黒主の畧傳なり黒主いかくの如く仁和昌泰の大嘗會に風俗歌と献せしとあり是れにて其年代い大抵知らるゝなりけり古今集の序に紀貫之其の詠歌の体を論せり後人祠を郡中に建てこれを祀り稱して黒主明神と名節全きの人にして決して謀叛人にあらずしかるに此淨瑠璃作者が小町の事を種として作るにあたりて取合する人物も歌人と候むるところ似合しけれと思ふより彼の六歌仙と稱するものゝ中に黒主も入りありて名さへ黒主と呼びて嚴めしげあるをバ遂に氣隨に謀叛人ありとぃ作りしなるべきが何故に善を誣ひて悪といなしつらむ彼の淨瑠璃作者が元祖なりとて指尊する近松門左衛門は硯の蓋よ事い凡近に取り而して義ぃ勸懲に發すといへる李笠翁の語を書し置きて常に坐右銘となしたりとのことなるがいかなれバ其流れを汲むの身にしてかくぃ放恣なるにや

明治十五年一月六日御届　（十五錢）
同　年一月十五日發行

編輯人　新潟縣平民　松村操　神田區佐久間町二丁目十一番地

出版人　東京府平民　望月誠　京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元　京京南鍋町一丁目七番地　兎屋誠

大販唐物町三丁目五番地　同支店

大賣捌所　東京三島町　山中市兵衛

實事譚

十五編

① 馬切といふ狂言は實說
② 村井長庵の實說
③ 油井正雪丸橋忠彌の實說（十四編の續稿）
④ 忠臣藏の實說の內
大星力彌（同前）
⑤ 先代萩の實說（同前）
⑥ 曾我十郎五郎の實說（同前）
⑦ 切られ與三の實說

實事譚十五編

○馬切といふ狂言の實說

馬切と稱する狂言ハ織田三七郎信孝の事に作りあれども是ハ作者が當世を憚りしにて實ハ德川長七郎のことを仕組としなり長七郎ハ德川忠長の子にて忠長ハ世ヨ駿河大納言といふ寛永九年故ありて封を收められ上野高崎に幽せらる忠長ハ時の將軍家光公の弟にて長七郎ハ即ち家光公の甥なり長七郎家滅ぶるの後流浪して京都に上りしが心に任する所もなかりしにや大坂へ赴き本町渡邊筋に小屋を借りて住めり此時まで近習五六人從ひ居れり居ること二三ヶ月ヨ及びしに貯金已に尽きて米薪等に事欠くに至り

一

けれバ商人等の至りて賣掛代金を催促するもありけり長

二

七郎彼等に金を拂はざれば又催促に來り煩さからんと思ひ
ひろれより毎日堺筋に出て頻りに物の通るを待居たり近
習のもの何をまさせたまふにやと尋ぬるに長七郎金を待
つありとてひたすら日本橋邊を徘徊せしが或る日三家の
内なる某侯の用金數多馬に載せて差札をさし長町よりさ
しかゝり通るを見てろのまゝ一疋の馬をとゞめ此金借用
すべし此方へ牽來れと自分馬の口をとりて引出す馬子大
にいかりて何奴なれば金と奪ひ取らんとするや不屆の仕
業かなとて持たる鞭をあげて打さんとす長七郎惡き下郎
めかなと言ひながら拔打に馬子を大袈裟に切りければ二
ツになりて死したりける跡よりつゞく馬子共追々馳來り
此体を見て大にかどろき人殺しなり浪籍者なりと呼はれ

ども手並に恐れて敢へて近くものなしいろぎ此由宰領に
告げければ宰領の武士來りたのれ何者なれば用金を奪は
んとするやろれさへあるに剩さへ馬子を殺しさる段ろの
まゝにいなりがさし召捕てゞ譯にせんといふ長七郎少し
も恐るゝ色なく一族たる三家の金なれば借受んとするに
此れなる下郎慮外を働きしゆゑ據ろなく手討にせしなり
借るべき筋有て借るなれば汝らが落度にいなるまゝきぞ
此金我が方へ持來るべし異儀に及ばゞ汝等も切殺すべし
とて拔きさる刀を打振れば宰領もろの勢ひに恐れて近よ
らず馬子家來らいひさすら立騷ぎて近邊の驚き一方なら
ずこの事を聞きて町役人ども恐れながらも役目なれば據
ろなく來り見るに其人を切りしといふ者は三葵の紋つき

三

たる黒綸子の小袖を着したゞ人とハ見えず仔細ゝあらんとて某等ハ當所の支配役人なり何故とゝす儀は存ぜざれども先づ御刀を納めたまはるべし左なくてハ此邊の騒ぎ靜まりがたしといひければ長七郎左もあらんとて刀を納め此下郎ハ不禮をいさせしゆゑ手討にせしなり町人共に仔細はなし死骸とかたづけ取らせよと言ひすてゝ右の金のつきさる馬を率て歸らんとす町役人先づ御待たまはるべしかゝる騒動に及び死人出來しうへは檢使を請はざれバ某等の落度となるべし檢使の來らるゝまで暫時御扣え下されさしといふ志からバ速に呼迎へまゐるべしゝかれまでハ待ち得させんとて馬の口を執り待ちゐるところへ最前已に町奉行所へ右の趣を訴へ出しものあるゆゑ尋常の

暴人ならバ捕手を遣はすべきなれども注進の樣子何となく心掛のことありけれバ奉行久貝因幡守組下を率ゐて自から馳至り長七郎を見て早くもろれと悟りけれバ某ハ當所の奉行久貝因幡守とゝすものなり何ゆゑかゝる狼籍には及ばれしやといふ長七郎聞きて我ハ徳川長七郎なり當所に逗留の中諸用の金子入用よつき幸ひ一族の用金と見認めしゆゑ借用せんとするを此者が支へしにより手討にせり汝奉行ならバよろしく跡と片付騒動と鎭むべし我は金を持歸るなりとて一駄の金を馬共に牽き歸りしかバ奉行もこれをとゞむること能はず死骸を片附させ故なく其場をバ濟ませしとなりかくて奉行より使を以て右の金主たる某侯へ通知せしに侯はこれを聞きくいさゝかのこと咎むる

に及はず後日又左樣の事ありとも無禮とゐさず相對にて金子を渡すべしとのことなれバ其分にて事落着せしとぞ以上記する所は馬切の實說なり狂言はこれを種として仕組みしゐり

○

○村井長庵の實說

村井長庵の刑に處せられさるハ享保二年のことゐり其事跡ハ刑罰ヲ渡乃文を讀バ大要を知らるゝを以て左にこれを揭ぐ

三州藤川在岩井村無宿
江戸麹町三丁目家住重兵衛店借
町醫仕居候

十助事

村井長庵

三十九歳

此者儀三州藤川在岩井村に罷在候砌同村の者喧嘩致候上殺害に及び欠落いさし江戸表へ罷出武家方に奉公致居候砌所々にて金銀衣類其外盜取其後麹町三丁目重兵衛店かり受町醫渡世仕居候ていにて度々咄ゐどいさし其上弟十兵衛を欺き娘ふみを身賣爲致其金子を奪取べくとて芝札の辻にて同人を殺害し其上金子をうバひ取其後右十兵衛の妹娘とみをかとはかし賣代なし十兵衛後家おやすをバ無宿三次といふものにたのみ淺草田甫にて殺害させあまつさへ近々惡事証據人是あり相知れ

御しらべに相成候所却て龍人の者へ無實の難題申かけかへつて罪科申付べしあどゝ邪辨を以言掠め候段右の金子等ハ殘らず追々酒食遊興其うへ御法度の手業などに遣捨候だん重々不屆至極に付町中引廻の上品川において獄門に行ふもの也

六月廿八日

又右文中に見えさる三次の罰文は左の如し

小手塚村無宿

三次

三十七歳

此もの儀所々小ぬすみいたしいろ〳〵轉變致候上麹町三丁目町醫村井長庵にかたらはれ淺草田甫にて岩井村十兵衛後家やすを殺害いさし其外種々に荷擔いたし惡事相働候段重々不屆至極に付品川に於て獄門に行ふもの也

六月廿八日

右連累の者の申渡は左の通り

新吉原江戸町壹丁目

丁子屋半藏代

文七

其方儀先年召抱へ候ふゝ事丁山儀ハ人主受人ろれ〳〵相違これなく候へども妹とみ事小夜衣儀ハ同人伯父村井長庵無宿三次と申合せかどはかし賣代なせし處聢と身元受人等相しらべず抱候段行屆かざるに付過料三貫

十

文申付る

尤丁山い年季勤上し上い勝手次第たるべし小夜衣事
ハ直さま証文差ゆるし岩井村百姓十兵衛身よりの太
郎作へ引渡遣すべきもの也

六月廿八日

新吉原江戸町一丁目
丁子屋半藏代
遊女
丁山
小夜衣

其方共主人へ右の通り申渡置候間心得として可申聞置
もの也

六月廿八日

岩井村百姓十兵衛
身より
太郎作

其方身より十兵衛二女とこ事さよ衣儀新吉原町丁子屋
半藏より此度其方へ引渡し遣し候間世話致遣すべきも
の也

六月廿八日

十一

其方共店并町内に差置候村并長庵儀ハ身分慥ならざる

麹町三丁目
家主共
名主共

十二

ものに是有候處存ぜずと
に付叱り置もの也

六月廿八日

又演戯軍談等にて長庵の事に關係ありとてものする久八
といへる者も同日に處刑せられたるが其罰文いの左の如し

三河町一丁目伊勢屋五兵衛召仕當時

六右衛門方同居

久八

其方儀元主人伊勢屋養子千太郎を新吉原道土手下にお
いて殺し候段重々不届至極に付仕置をも仰付らるべ
く所右千太郎いまだ養子と取極無義兄分のよし身を以

十三

之

其方儀取調候處別段不埒の筋もこれなく候につき揃無
之

三河町一丁目

伊勢屋五兵衛

く全く異見可致と心得ちがひ致しに相違も是なく殊に
主人奉公中格別忠義致居候趣相聞へ且は右千太郎義主
人養子には候へ共も取極めあき事故傍輩同様の義に有
之さすれば畢竟いけん致深切より事起り候事相聞候に
付罪科之儀實父吉兵衛外一同の者よりも仕置宥助の
段相願候に付格別之御慈悲を以仕置一等さし許され
遠嶋申付るもの也

六月廿八日

長庵が辭世の歌なりとて世に傳ふるは

長庵が村井仕事を品川や
かうず御めんですまぬ獄門

又三次は

塗りかくす悪事三次が上ぬりは
小手づかきゝて首はかすがひ

○

○話由井正雪丸橋忠彌の實説（十四編の續稿）

扨正雪は駿府へ入り梅屋の方に逗留していよいよ二十六日に至りなバ事と擧げんとて相圖の期日を待居けるが二十五日の曉にいたり正雪東の方の空を見渡して俄に顏色を變して太き息をつきければ作左衛門いぶかしく思ひ何

事をか覽さまふやといふに正雪眉をひそめて東の空にあたり怪しき黒雲一簇立ちたるは最と心がゝりなり其まゝにて散ずべきや不思儀の空合もあるものかなと訝りつゝ内に入りければ召仕の者折ふし釜より飯を櫃へうつし居たり正雪横手をはたと打て願ふべくもなく江戸まで大望顯はれたるよ相違あらじ運の尽るところは過去の約束なればれ各々覺悟あるべしとて自殺の用意をなす十八人の者しからバ速に此地徒黨の者共を呼聚め城を攻落し即時に久能山に楯籠り其勢に乘して折よくば江戸へも攻入らんと思ふなりしかるに甲斐なき今の御詞近ごろ不審の至りなりといひければ正雪頭をふりて此度の企ハ江戸駿府二ケ所同時に旗立て一揆に手を入れんと謀りしことなれバ今此

地の一味の者共をのゝ呼聚め久能山に楯籠りさりとも中〳〵本意を遂け得べきにあらず殊に我が思ふところにてハ最早幕府より兵を出して諸方の口々とも固めしならんと料らるゝありなまトひある事を仕出し耻辱と取らんよりハ速に死に就き身を潔くせんこそ肝要なれ各々ハ是れよりハ何方へありとも心任せに落遁れらるべし此場ハ正雪一人にて引受け各々の身を安くせんといひければ一同詞を揃へて大望に加はりてよりハ生死苦樂を共にせんと誓へーものを今此期に及びて逃のがれ末世よ浮薄の名をのあさんや只共に死を潔くすべしといふ正雪ゑからバ各々の心に任すべーとて騒ぐ色なく坐しゐさり其時一同言ひけるやうは此期に及びて悔ゆるにハあらざれども思召

の程承りたく存ずる事あり斯くやみ〳〵とありし事是れ偏に丸橋が所爲なりと思はるゝあり何ゆゑかゝる無智の者を御存知ながら江戸の大將とハ定めたまひしにや是れにハ深き賢慮ばし有てのことかいかゞと問ひければ正雪各々の不審尤なれども元來丸橋ハ長曾我部の裔孫にて將軍ハ彼が家の仇あり殊に此度一味の浪人の内過半ハ長曾我部の遺臣にて一途に志をあつむる所ハ江戸に在りゑかれバ丸橋を以て江戸の大將とせんこと當然の理あり大望の顯れたるハ一にハ丸橋が智慮の足らはぬより起りーあれども一にハ我々運命の尽きさるあり必らず丸橋を恨みたまふことなかれ死するも生くるも時の運ありいざ最期の用意をせんとて湯をつかひ髪を梳り香を燒きて身よとゝめ一

味の往復書翰連判の類等殘らず取集め是れとバ悉く燒捨て又大ゐるかすがひ四十挺を買ひ居間の柱に一々これを打込みあれへ細引綱を堅横よ引たるこ恰も碁磐の目を盛りたる如し是れ捕手の來らんとき容易く込入らざる爲めなりとゞ聞えし扨江戸にては正雪駿府に在るよし注進の者ありけれバ駒井右京討手の命と奉して直に早乘物にて駿府へ向ひ一が夜を以て日に繼ぎ七月二十五日の八ッ時駿府へゞ到着一さりける此頃駿府の城代は大久保玄蕃頭加番ハ秋田安房守又た町奉行ハ落合小平次ゐり右京直に城代に對面して此度油井正雪丸橋忠彌といふもの謀叛をゐし諸浪人をあつめ江戸當地同時に燒拂ひ兵を起さんとのこと訴人ありて明白ゐる中にも正雪は當地徒黨の巨魁と

して先達て到着いさし罷在るにつき早速召捕るべしとの旨にて某し討手の命を蒙りたり諸事力を合せて取計らひたまはるべしといひけれバ玄蕃頭かゝる大事こゝ候ハね急ぎ用意すべしとて町奉行へ委細を達しけれバ早くも與力同心へ觸れ知らせ先づ旅店の在る町々の前後をかため又諸方の入口別して久能山をかさめ江戸口へハ三百騎阿部川口へハ二百騎久能山へハ弓鉄砲を持て詰め最と嚴重にぞ備へける此時市中の人々ハ江戸よりの早乘物を見て何事やらんと驚きしところへ又もや與力同心が嚴しくかたむるを見てます〳〵怪ミゐがらも事の何さると知らざれバより〳〵に風聞して切支丹宗の者此所に隱れあるよし訴人出てかく吟味せらるゝなりとかなど頻りに喋々と

味の往復書翰連判の類等殘らず取集め是れとバ悉く燒捨て又大なるかすがひ四十挺を買ひ居間の柱に一々これを打込みあれへ細引綱を堅横よ引たるゝ恰も碁盤の目を盛りたる如し是れ捕手の來らんとき容易く込入らざる爲めなりとゞ聞えし扨江戸にては正雪駿府に在るよし注進の者ありけれバ駒井右京討手の命と奉して直に早乘物にて駿府へ向ひーが夜を以て日に繼ぎ七月二十五日の八ッ時駿府へゞ到着ーさりける此頃駿府の城代は大久保玄蕃頭加番ハ秋田安房守又た町奉行ハ落合小平次なり右京直に城代に對面して此度油井正雪丸橋忠彌といふもの謀叛をなし諸浪人をあつめ江戸當地同時に燒拂ひ兵を起さんとのゝ訴人ありて明白なる中にも正雪は當地徒黨の巨魁と

して先達て到着いさし罷在るにつき早速召捕るべしとの旨にて某し討手の命を蒙りたり諸事力を合せて取計らひたまはるべしといひけれバ玄蕃頭かゝる大事こそ候ハね急ぎ用意すべしとて町奉行へ委細を達しけれバ早くも與力同心へ觸れ知らせ先づ旅店の在る町々の前後をかため又諸方の入口別して久能山をかさめ江戸口へハ三百騎阿部川口へハ二百騎久能山へハ弓鉄砲を持て詰め最と嚴重にぞ備へける此時市中の人々ハ江戸よりの早乘物を見て何事やらんと驚きしところへ又もや與力同心が嚴しくかたむるを見てます〳〵怪ミながらも事の何さると知らざれバより〳〵に風聞して切支丹宗の者此所に隱れあるよし訴人出てかく吟味せらるゝなりとかなど頻りに喋々と

して語れりとや其時町奉行より旅人宿の主人を殘らず呼出して此程江戸にて喧嘩を仕出し人をあやめ立退きたるもの當所にかくれ居るよし上聞に達し御飛脚到來せり右の者共御吟味あれバ旅人の分殘らず改め差出すべしとや渡す一同畏みて口上書を差出せりおかるに其中梅屋がいだせし書に私方に此程より逗留いたされ候上下十人ばかりの同勢あり此中には僧形もあり四方髮もありその互ひの挨拶の体を見るに傍輩にしてハ疎く道連にしてハ親しく其体何共不審ありとぞ認めける是れや曲者あるとて右京江戸より持來りさる十八の人相書を以て委細梅屋に尋ぬるに相違もあき正雪ありさらバ速かに役所へ呼出していよ〳〵召捕れとてその手筈を定めけるかくて城中より使者を梅屋の方へ遣し今度江戸表にて人を殺して立退きしもの此所にといきりあるにつき一々詮議を遂るあり但し右の者にハ手疵もこれあるにより其方には覺えもあきや吟味に及びたきにつき早々町奉行所へ罷越すべしとや言送りける正雪これを聞きて作左衛門を取次として答ふるやう某儀ハ某家の家來にて此度國許へ用事おれあり罷越す途中にて圖らず病にかゝり此所に逗留せり枕を上げがたく候ゆゑ對面をも遂げず不禮の段ハ怨させたまへ御尋の趣此方に於ていハ曾て左やうの儀なし萬一不審に思召され候はゝ一兩人坐敷へ通りて病体見屆あるべしといふ使者歸りて右の旨を通しけれバ城中よりは又押返して病中の儀あれバ據ろおし去からバ旅宿式臺まで杖にすがりて

も出て對面すべし此方は天下の名代として國政を取行ふとあろあるといひけれども正雪同じやうなる答をなし往復四五度にて及びける大久保玄蕃頭は聞ゆる武勇の士なれば大きに悶かしく思ひて長詮議に時を移すと無益なり某直に馳向ひ其者に對面を遂ぐべし何とやらん是程の事なるに手ぬるく見え候といひければ一同ともかくもといふ玄蕃頭各には捕手の支度して待れよといひすてゝ手勢と率ゐて直に梅屋へ赴きける（以下十六編に掲ぐ）

○

○忠臣藏の實說の內　大星力彌（十四編の續稿）

內藏助は主稅に向ひて過つたり主稅汝弱年の身として只今の振舞最と感ずるに餘りあり譬へを引にはあらざれど

も蛇は一寸まして其氣ざしを含ミ栴檀は二葉よりしてかむばしとは汝が事をや申すべき其心底を見こみ今は大事を明すべし實は同盟の士と結び主君の仇さる吉良上野介を討さんさめ故と計畧を以て我先つ頃より遊興に耽けりしなり決して本心乱るゝにあらずされども母にはかならず此事を語るなかれ親なれども女なり七人の子はなしさるとも女よは心ゆるすなとは古き誡めありかくまで思ふ汝が所存を一味の者に言聞せ大事の列にも加ふべし弱年の汝なれば此事を語らんも無益とおもひ是れまで秘せしなり汝がためにも重恩の主人なれば其敵たる上野介を討とりて泉下の靈魂を慰め奉るべしといふ主稅始めて父の本心を聞き大に悅び急に刀を收めて有がさき父の御詞て

れを以て考ふるに一々思當りたり御恨申上げゝる無禮平に恕させさまへかーといひければ内藏助かさねて汝文武の道を是まで學びたれどもいづれも未熟の所あり仇討とせんにハ武藝こそ肝要なれ幸ひなるかな堀部安兵衛此近き邊に住居せり彼ハ劍術に於てハ又上超す人もなかるべしと思ふなり汝安兵衛を聞とたのみ劍術を勵むべしと諭しければ主税しからバ此上ハ諸事を打捨て劍術を一途に學ぶべし某不肖なれどもさすが内藏助の子なりと人に稱せらるゝを務むべし必らず賢慮を煩したまふことなかれと喜ぶこと限りなし是より主税讀習ひたる書を抛ち日夜劍術を學びけり此後内藏助妻子を豊岡なる舅石束源五兵衛の方へ送りしが主税のみハ留まりて内藏助のもとに在り元

祿十五年九月の頃にいたり江戸に在るの同志等より時期を誤まらバ禍起らんと日々書翰を以て内藏助の關東下向を促すこと切りなり是よハ故あることにて當時江戸に大石無人と稱する者あり内藏助の一族にて其子鄕右衛門ハ津輕の家人さり無人ハ浪人にて江戸に住せしが年既に七十に近けれども矍鑠として勇氣さかんなり一日片岡磯貝の二人に會し奮然としていひけるハ我れひそかに足下ら復讐の念ありと聞けりしかるに星や二年の春秋と過れども何の沙汰もなし仇の在所を知らざればさも有りなん眼前に仇敵ハあるものをかく安閑として日を送らんより寧ろ切腹して泉下の君に謝するこそよけれと或ひハ辱しめ或ひハ激せしかバ二人大に遺憾に思ひて堀部彌兵衛に逢ひ速

に事を擧ぐべしと迫る彌兵衛は老練なれば疎忽に言を發せず仇家の動靜を探りしに上野介遠からず邸を移すの風聞あれば事延々になしがたしとて同志に謀りて書狀を山科に送りて內藏助の下向を促せり內藏助これを見て主稅いまだ弱年なりといへども大人いたる氣あり彼に問ひて其思慮を聞かんと思ひ江戶よりの來書を示し時機已に來るといへども大事を謀る者は輕擧をなろる汝が了簡はいかなるや聞かま欲しといふ主稅答へて江戶に在るの同志百三十里の地を隔て父の東下延引なりと疑ふもまさ理なり今人をして言解くとも容易に承引すべきにあらず此度の事は誰彼といはんよりは某に老功のもの一人を添えられなば先だつて下向し父の東下近きに在りと說かば人々

の疑ひも解け急進の心も必らず靜まるべし又には心靜かに當地の要用を果されてゆるゝ下向あるべし盟よろむく者ぶほくとも必らず御心にかけさせたまふべからず必死の者三十人もあらば本意を遂げんと疑ふべからずといふ內藏助大に感じて汝が言ふところ我が心にかなへりしからば速にその用意をせよと原小野寺大高潮田等に此事を語るに一同異議なければ發足の用意をいそげり主稅門出のためよ八幡宮に詣でんとを請ふ內藏助實にもとて同伴し男山に登り復讎の祈願をこめ九月十日主稅遂に人目を忍び五條の邊にて旅裝をとゝのひ小野寺重內原惣右衛門間瀨久太夫とともに京都をゞ立にける（一說には此時同行せしは小野寺重內大石瀨左衛門茅野和助間瀨久太夫寺

井玄達此外若黨加瀬村幸七なりしといへり)是れより四人東海道を下りて同月二十二日武藏國神奈川宿に至れり此時四人が道中にて詠ミし歌ありとて傳ふるハ京都を立けるとき小野寺重内思ひの色をあらはして

おもひ出る音羽の山のもミちは、
色のわかれの袖ろとも見る

夕ろの身二代の仕官あれハ
わすれめや百にあまれる年をへて
代々につかへし君か情を

鈴鹿川のほとりにて
詠るに物おもふ事のあくさむハ
月は浮世の外よりやこく

何とあく吟じければ主税泪とーのびかねて

故郷有レ母秋風涙。旅館無レ人暮雨魂。

と古句を題せしといへり

主税この時十五歳あれども身の丈五尺に餘り力量衆にすぐれて碁磐の角を持てさやすく灯火を消せしといふほどまて見かけにてハ二十三四歳とも思はるれバかねて内藏助重内に囑しく道中まて元服を加へさまはるべしといひしかバ此夜旅宿にて主税に此事をかたり前髪と剃落さーめぬかくく其翌日江戸へ着にける急ぎ同盟の士に逢ひて内藏助もやがて下向すべき由を告げしに今ハ疑ひもなーとて一同果して靜まりけるとそこれより主税ハ石町三丁目小山屋彌兵衛の方に宿して垣見左内と變名し重内ハ

仙北中庵と稱して共に內藏助の來ると待受けしは十一月下旬に內藏助山科より下向し本庄砂村は寓し主稅を引とり大石瀨左衛門を家來と稱して時機をうかゝひけり

主稅は華道にも達しさるよしにて小野寺重內京都に殘せし妻のもとへ自詠の歌とかくるとて主稅に代筆を托せり主稅代りて書せる歌は

逢ふときはかさり尽すとおもへとも
わかれになれはのてることの葉

是は討入の前日十二月廿三日のことあり重內が書狀の文に大石主稅歲十五にて其丈五尺七寸これに相應して其働きめづらしくたんざくをかゝせ送り申候手も達者にて候とあり

十二月十四日いよ〳〵今夜吉良へ討入と決し早朝より內藏助をはじめ同盟の諸士各所より泉岳寺に集會し先づ內匠頭長矩の墓を拜し畢りて頓て一間を借うけ圓居して討入の手筈を密談せしに內藏助いふ某は表門の將となりて向ふべし吉田氏には裏門の將となりて向はるべしと定るに吉田忠左衛門肯はずして貴息主稅どのあり此手に將たるは主稅どの當然なり豈に他人の任すべきことならめやといふ諸士此說に同意して吉田の申すところ我等の意にかゝへり裏門の將には主稅どのしかるべしとすゝめて止まず內藏助辭するによしなくしからば主稅を以て假に裏門の將とさだめんされども弱年非才の者なれば吉田氏後見ありて万事よろしく指揮せられんことを乞ふといふ主稅と

れを聞き席を下りて何の辨へなき弱年の身にて大任を受けんと必中さらに安からず忌かれやも衆評既に定りたるに強て辭せんも勇あきに似たりたゝ貴殿の命をうけて假りの將たらんのみ万事の指揮をおひねがふと述ぶ忠左衛門ろの手をとりて本坐に復せしめいかで某疎畧にすべきやかあらず心安かるべしとて遂に大石父子を以て前後兩手の將とさだめ自餘の手兵を商議し畢り寅過ぐるころ各々分れて歸りけりかくて其夜にゐたりけれバ主税は信國の名刀長さ二尺五寸あるを帶し半弓を携へ小野寺吉田等に万事の助勢をさのみ衆を率ゐて裏門へぞ向ひける

（以下十六編に載す）

○

○先代萩の實説（十四編の續稿）

こゝに於て板倉内膳正重矩の宅より伊達の頭人等を召集めて糺問あり三月二十七日酒井雅樂頭忠清の宅に召して決せらる此日伊達累代の宿老なりしがかの宗重を切て捨血刀を提て執政の坐に切て入らんとす有合ふ輩はせあつまりて終に甲斐をバ討てけり伊達の家人疵をかふむりて死するもの二人忠清の郎黨ら手負ふもの有りかくて四月三日兵部少輔が罪さだめられて土佐國へ預けられ土佐守豊昌に預けらる子息市正宗興は豊前國へ流され小笠原遠江守長英に預けらる又原田が子息等幷に一族の輩てとごとくに誅せらる云々以上記すところは藩翰譜の要を摘みしなり是れにて先づ其事の概畧

をば知るを得べしとかれども右いさゝ事の大要を擧ぐるまでにて其詳細を知るに由なければ今諸書の正しとおもはるゝものに就き參証互酌してくはしく事の顛末を記さむに万治三年七月十八日綱宗隱居あり(綱宗は忠宗の子にて明暦四年家を繼ぐ初め從四位侍從兼美作守たりしが後ち少將兼陸奥守に轉す)嫡子龜千代わづかに二歳にして家督相續す時に伊達兵部大輔宗勝田村隱岐守宗良の二人幕府より後見を命せらる宗勝は正宗の末子(十男なりともいひ十二男ともいふ)宗良は忠宗の三男にしてともに龜千代のさめには諸父たり

宗勝正保元年十月召出されて三万石を賜ひ同二年十二月諸大夫となれり宗良本姓は伊達なれども祖母は陸奥三春の人田村大膳大夫清顯の女なり田村家既に絶ゆるを以て外曾孫なれバとて宗良其家を繼ぎ三万石を領せり

万治三年八月二十五日大老酒井雅樂頭忠清乃家へ保科肥後守正之會合ありて陸奥守の親類立花飛驒守忠茂伊達兵部少輔宗勝田村隱岐守宗良太田備中守資宗及び其の家老片倉小十郎原田甲斐茂庭周防奥山大學等を召して上意の趣と達し此度陸奥守隱居息龜千代家督相續なし宗勝宗良龜千代幼少の間後見仰付られたるに付ては家老の面々此旨を守り龜千代を大切に守立つべく尤も誓紙差出すべしとのことなれば衆皆な謹でこれを承伏して即ち家老四人より誓書としさゝめ血判を据て差出せり其文にいはく

一陸奥守儀病氣に付隱居被仰付候處に幼少の龜千代に大分の領地無相違被下置家來ども別て有がたく奉存候然は龜千代儀大切に存家老の者ども万事申合守立可申候隨成人御奉公の筋目忘却不仕樣ゐ連々可ヲ聞事

一乍恐奉對公儀毛頭表裏別心仕間敷事

附不寄何時御目付衆被遣候節万事ヲ談疏畧仕間舖之事

一雖爲勿論公儀御仕置御法度之趣違背仕間舖事

一万一御隱密にて被仰聞候儀御座候はゞ聊以他言仕間舖事

右之條々雖爲一事於違背者恭も罰文

酒井雅樂頭殿
松平伊豆守殿
阿部豊後守殿
稻葉美濃守殿

戸倉小十郎
原田甲斐
茂庭周防
奥山大學

各血判

○

○曾我十郎五郎の實記

（かたみ送りの條）

（以下十六編に掲ぐ）

（十四編の續稿）

祐成時致兄弟曾我と立出て頻りに駒をはやめて急ぎしが途中にて祐成いふやうは幸ひの途次なれば箱根山にのぼり神に祈誓をかけもし又別當にも逢ひて別を告んと思ふはいかに汝下山せしまゝにて一たびも對面せず死に就んと遺憾なりといへば時致いしくも心づかれたりいざ行逢はんとて是れより益〳〵道をいそぎ星くも箱根山にぞ至りける兄弟馬より下りしばし祠前に拜伏してあはれ冥助を以て我らが本懷を達せしめたまへと祈り畢り頓て別當房よゆき兄弟參りたりと言入ければ行實いろぎ出逢ひ兄弟の無事なるを祝しさて時致に向ていふやうは身還俗しさまへばとて昔にかはりて思ふべきにあらず身ぞ餘所がましくおもひさまへども愚僧の心はいかで替るべ

きは身等の心の中始めより委しく推察せり若くだにあらばあはれ力をも添えさしと思ふにつきても心のほど推量られて哀れに覺えけるやといふ祐成聞きて弟の我まゝをば咎めたまはず却て憐みの詞に預ることころ有がたけれ此度富士野には狩ありと聞き我々も蔭ながらは供にさちかく兄弟打揃て赴くなり歸るさにも又立よりては目にかゝるべしといふ行實かさねては身らの志し能く知りつれば詞を煩しさまふことなかんとて侍者に命して酒を出させ頻りに盃を兄弟にすゝめけりかくて行實各々の門出の祝ひさてまつらんとて鞘卷の刀一腰取出し十郎に向て是は微塵とやす刀なり始め木曾義仲秘藏せしを其子清水義高此山に納めしなるが寶殿の事は別當が計らふ例なれば

今取出して御身に呈するあり是れにて功名したまへかしとて與ふ祐成忝けなしとて受く行實又太刀一振取出し時致に與へて是は友切といふ名刀なり往時頼光の造らせしにて代々傳へて源氏の重寶さりしを義經鎌倉より西國へ赴きしとき戰に勝させたまへと祈りく此山へ納めしをかろして御身に與ふるあり若し御身らにいかなる事ありて此太刀佐殿の目にかゝり何方より得しやと尋ねらるゝとも必らず愚僧の手より出しと告げず京に上りしとき市にて買取りたりとゆさるべし御身が男になりし引出物なりとて與へけり兄弟は頻りに感涙に咽びしが心の程を悟られじと頓て暇を告げて立出けれバ行實も椽まで送出で遙〳〵見送りて名殘をしくぞ見えにけるかくて兄弟ハ富

士野に往き狩場に立交りて打を得バ工藤祐經を討取らんとて日夜ろの間をうかゞひども更にろの機を得ず或るときハ祐經を狩場にて見掛くれども從者多くして討つを得ず或るときハ祐經の狩屋の前を通れども警衛嚴にして入るを得ず一日〳〵と送るうちに星や頼朝歸府の日も近づきぬ兄弟ともに憂ひていひけるハもし此期を誤ちなバ何時本望を遂ぐべき時あらんや今夜急に祐經の狩屋へ切入て思ひを晴すべしとて共にろの支度をぞしさりける時に建久四年五月二十八日なりかくて兄弟言合せて母へ最期の書をおくらんとて共に思ひのさけを認めこれにて思置くことなしとて鬼王團三郎の兩人を呼び紀念の品々を添えこれを渡していひけるハ汝らいろぎ曾我へ歸るべし小袖

をば母へまゐらせ馬鞍は曾我殿にたてまつれ自然のとき
は御先途に替るべきよし隨分心にかけしかども父の敵に
志し深くして先だつこそ無念あれ恐れあがら此品は二人
の子共の紀念と御覽ー候へと申傳へよ又弓と矢をば汝ら
に取らするあり夜も更くれば是れらを持ちいろぎ落ちよ
といひければ二人詞を揃へて我ら相摸を出しより自然の
事あらば君に先だちて死し死出三途の御供とこそ存じつ
るに下郎は命を惜むものと思召しかゝる事を仰付らるゝ
にやたゞ今宵は召具ーたまはるべしといふ十郎聞きて汝
らが申すところ誠に神妙あり我々世に在らざればさせる
思もせずして別れんところ無念あれさゞ此品々を曾我へ
持歸り母へたてまつらんと最期の供には勝りつべしとい

ふ團三郎かさねて某母の胎内を出しより君に附添えたて
まつり成人の今に至るまで片時も離れまつることなし今棄
られて何を樂しみて世を送らめやといふ鬼王も我とても
同じ心なりいざ此場にて先だち死すべしとて兩人袖を引
ちがへ既に刀を拔んとす五郎早く押とゞめて汝等の心切
なりといへども我々かばかりに理をつくして說き諭すを
尙ほ聽かで狼籍におよばゝ今は詮方なし未來永劫まで勘
當すべし此所にて命を棄るといふとも故鄕へ紀念を送ら
ずば長く志しに享くべからずと荒らゝかにいひければ兩
人今はせむ方あく紀念の品々を受とりて涙あがらに曾我
へ不歸りける兄弟跡を見送りて郎黨共はあしらへ歸しぬ
今は思ひ置くことなしいざ討入の裝ひせんとて雄々ーくこ

を出立たれ

曾我物語に據るに十郎ろの夜の裝束ハ白き帷子の脇深くかきたるに村千鳥の直垂の袖と結びて肩にかけ一寸まだらの烏帽子かけを強く懸け赤銅造りの太刀を持ち又た五郎ハ袷の小袖の脇深くかきさるにからさよみの直垂に蝶三二とおろ〳〵にかきたるに紺の小袴のくゝりゆるらかにませさせ袖を結て肩にかけびやうもんの烏帽子かけを強くかせ赤木の柄の刀をさし源氏重代の友切肩に打懸けたりと見ゆ

十郎松明振上げて此方へ向きけへや時宗厭かぬ顔の見參せんといふ五郎聞きて敵に逢ひせつゐの閑あるまじけれバ是れぞ最期の見參の爲めゐらん誠に祐成を兄と見さてまつらんも今ばかりゐりといひて兄の顔をつく〳〵守れバ十郎もまた弟を見んもおれを限りなりとて松明差揚げ五郎の姿を上より下に至るまで見あげ見くだして涙にぞくれにける今ハおれまでなり御いろぎ候へとて五郎先に進みけるを十郎袖をひかへて狩屋ゐりとも女どもの數多あるべきぞ太刀の振廻し心し候へ罪つくりに手ばしかくるゐ後日の沙汰も憚りありといひけれバ五郎御詞にやおよぶべきとて足早に工藤が狩屋をさしてぞ急ぎける

（以下十六編に載す）

○

○切られ與三の實説

切られ與三郎といふもの、事歌舞妓狂言に仕組みて名高

し又た草双紙などに作りさるをも見たり此者は名まで古き事にあらざれバ今も折〳〵老人の知れるものありて評るを聞くに與三郎といへしあり狂言にて呼扱へし名にて實は伊三郎といへしあり又商家の子なりといふも作り事にて長唄の三昧線引を以て渡世とせり伊三郎或る年渡世のさめ上総國木更津へ赴きしとあり同地は船着にて可なり繁華の處あれば愛願の客も多く業も實れもしばらく逗留して稼ぎあるうち伊三郎惣人のとあれバ自づと氷際立てくつきりとせし男振あるを土地の婦女らが戀ふも多かりしとか志かるに同地にて聞えし博徒の巨魁に何某といへるありしが此何某の外妾よおとみといふありおとみ何時しか伊三郎に言寄り人知れず屢々契りしを何某が聞知り悪

き姦夫姦婦らが仕業かあり引とらへ憂目を見せんとて誤る日おとみには去りがたき用ありて江戸へ赴き四五日立歸らざるよしを告げて立出けりおとみ偶りありとい知らざれバこれを實ありと思ひ初宵のほどより伊三郎を我が家へ引入れ臥ーあるところへ時分よしと裏口より何某い子分を引連れ入來りて驚く兩人を引とらへ庭の立樹へ縛りつけ子分に言ひつけ終夜責めさひあみ一思ひに殺しては物なしとて脇差を以て伊三郎の滿身を所嫌はず切つけけりかくて兩人絶え〳〵になりしかばや、天明近きころ何れ明日殺すべーとて皆々臥所へ入りける跡にておとみは繩をくいりて逃出し首尾よく洵濛まで落のびこれバ此所より船をさのみ妾は昨夜盜賊に出逢ひ辱しめを受けん

とせしと其詞を聽かざりしかば繩にてくゝられ憂目に逢ひたり救ひたまへといひければ舟子等ろハ不憫のことなり助け得さすべしとて其住所を問ふおとゝ江戸の者なりといひければ幸ひのことなり此船は押送舟とて江戸へ赴くものなりとて頓て便風に帆を揚げたれバ程なく江戸へ着せり因ておとみハ万死をまぬかれ親族のもとに寓し居れり又伊三郎は其翌朝にいさり息絶えゐたるを見て何某は最早や殺すにもおよバずとく骸を川へ打棄しよ水を呑ミしゆゑにや不思儀よも息吹返しけるを是れも通りかゝりし者が引上げて介抱し己が家へ連歸り藥など與へしかバ氣もたしかになれり因て伊三郎は禮を述べられより江戸へ歸り二三ヶ月も經しのち健全に復せりされども受けし疵

の痕は愈えず手足等に數多殘りありさりといふ此後おとゝ伊三郎の兩人は江戸にて再會せしかば互にろの万死を出く一生を得たると悦びろのころまで伊三郎はいまだ無妻にてありしかば頓て兩人夫婦となりて世帶を持ち初は淺草に住せしが後ち横山町に移れりとゞ伊三郎はろのゝちとても矢張り三味線引を以て業となし芝居などにも出たるよしろの死せしは今より程遠からぬことにて此者の事を始めて狂言に仕組み八代目市川團十郎がつとめしハ其死せし年より七年目のことなりしとゞされば與三郎佐渡に流されしなどいふは艸双紙作者等が例の僞説にて決して信すべからず

實事譚十五編　終

明治十五年一月六日御届　（十五錢）
同　年一月十五日發行

編輯人　新潟縣平民　松村操　神田區佐久間町二丁目十一番地
出版人　東京府平民　望月誠　京橋區南鍋町一丁目七番地
發兌元　京京南鍋町一丁目七番地　兎屋誠
大阪唐物町三丁目五番地　同支店
大賣捌所　東京三島町　山中市兵衛

實事譚

十六編

○阿部豐後守乘切の實說
○由井正雪丸橋忠彌の實說（十五編の續稿）
○先代萩の實說（同）
○忠臣藏の實說の內　大星力彌
○同　竹森喜多八
○曾我十郎五郎の實說（十五編の續稿）（討入の條）
○玉藻の前の實說
○槍の權三の實說

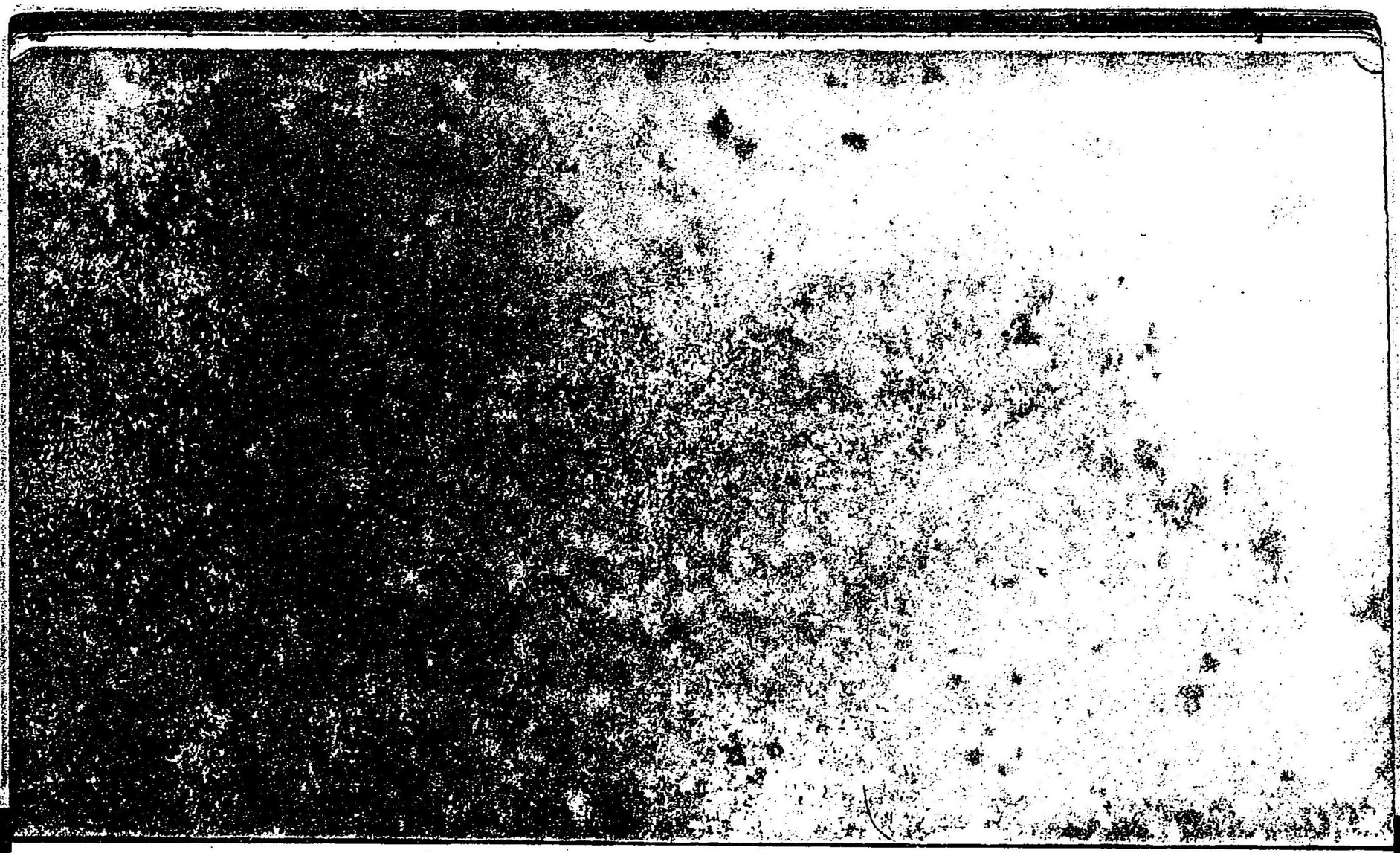

○阿部豊後守乘切の實説

阿部豊後守忠秋が阿部伊豫守正勝の二男左馬助正吉の子あり豊後守慶長十五年十二月二十五日より家光公いまだ七歳のときより側に附られたりいとけなきより夙夜奉公忘らず元和九年十二月扈従組の番頭にいさり叙爵して豊後守に任ず（幼名を小平治といへり）寛永元年正月十八日父正吉の遺領に我が所領を合せて賜へり父の領五千石已れの領千石そべて六千石を領せり同二年二月三日加恩を蒙りて一万石に進み同三年正月十三日又所領を加へられ一万五千石にいたり同九年二月宿老の職にすゝみ同十一年七月廿九日従四位下に叙せられ同十二年十月所領を加へ

られ二万五千石（一説に一万九千石）にいたり同十四年正月武藏の忍城にうつり六万石を領せり（一説に此後正保六年に加恩ありて六万石にいたるといふ彼の世に名高き豊後守馬にて墨田川を乘切たるは寛永年中のことなりと言傳へたり今一野史の記する所に據れば初め將軍家光公少壯のとき撃劍を好まれ柳生但馬守を師として學び時々侍臣らを相手として伎倆を較べられしに侍臣らは皆な其旨を迎合してわざといつたり負て迎も及ばざる旨をやせしかば家光公まそ〳〵自負して凡そ天下に劍術に於ては我れに敵するものなるべしと思はれたり時に大久保彦左衛門當世の耆宿を以て諸人のために推重せられしが常に直言極諫して隱すところなかりきしかるに家光公の劍術を自

負せらるゝを聞き是は將軍たらん者のなすべき所にあらず吾これを折かざれば誰あはまたとゞむる者あらんこれをとゞめんには劍術に達せる者を擇び將軍と試合をなさしめ思ひのまゝに打負かせなば遂に我慢の心も折るべしと思ひ侍臣の此事を負荷すべき者を索むるに忠勇豊後守の右に出る者なし因て豊後守に逢ひて此事を頼むに豊後守始めのほどは固く辭して承知せず彦左衛門君ならでは外に此事を仕遂ぐべきものなしとて聽かざれば豊後守遂に己むを得ずしてこれを肯へたりかくて一日豊後守家光公と試合をなし木刀を揮て進みしかば家光公支ふるあたはず逡巡して退くところを豊後守附入りて其額を一打打ちしかば家光公眩めきて倒れられたり左右色を失ひ扶け

て内に入りしが是れよ家光公深く豊後守を不興におも
ひて豊後守前に出れども一言をも交へず其事を左右に命
ずるゝ豊後守これゝ應ずれバ顧みずして起たれしといふ
しかるに是歳大旱打つゞきて四月より八月まで雨降らず
既にして大旱變じて霖雨となり月を彌りて降そゝぎしゆ
ゑ諸川ハ皆ゑ大水となり中にも江戸にて大河と稱する墨
田川は殊に横流して民家を漂し人民を魚腹に委すると其
數を知らずこゝに於て官より船を發して水に溺るゝ者を
濟ひ其騒動一方ならず家光公これを聞き侍臣とゝもに城
樓にれぼり水を望まるゝに東ハ駒形淺草より北ハ上野下
谷にいたるまで水ひさ押しに押來りてたゞ一白となりて
人家と川との區別なし家光公これを見て是ハ無前の洪水

や我自から往て吏人を指揮そべしとて直に馬を馳せて赴
かれければ侍臣らも我れ後れじと喘ぎ〳〵ぞ追ふたりけ
る家光公既に淺草にいさられけるに水勢ませ〳〵さかん
にして滔々として大山の崩るゝばかりなり家光公馬上に
て板倉内膳正を顧みて壯なる水勢なるかなされどもこれ
を宇治川の急流に較べなバいづれか激しかるべきやとあ
る内膳正對へて宇治川ハ源を琵琶湖に發し流れて海に入
れバ水勢の急激なるとも とより一時出水の比にあらずと
いふ家光公宇治川の急流ハいかにも汝の言ふところの如
しとあるに佐々木梶原の二人馬を驅て競ひ渡り矢石を冒
して先登なし名を後の世に流せりされども二人の主たる
ものハ僅に八州の牧たるに過ぎず吾れ不肖とハへども大

將軍の職を辱ふし六十餘州の總管たり六十餘州の武士にして佐々木梶原の如きものなかるべきや誰れかある此水を馬にて渡るものなきかと鞭を揚げて侍臣を麾くに一人の命に應ずるものなし家光公聲をあげまして群臣濟るあさはざれば我れ自から馬を驅てわたらんとて直に水際に馬を進む板倉内膳正秋元但馬守是れ危ふしとゞまりたまへと馬を扣へて諫む家光公聽かず諫諍に時を移すをりから遙かに上流を眺むるに忽ち一騎士あり馬を激浪の間に跳らせて前岸をさして濟り往けり家光公彼れ何人なるや疾く姓名を聞けよとて左右に命じてこれを問はしむ歸り來りて彼者れ阿部豊後守忠秋にていふ家光公小躍りして喜び眼をもはなさずして見つめ居らるゝうち早くも

豊後守れ馬を驅て前岸に上り餘勇を示しめ立居たり家光公誰れかある壯士を魚腹に葬らしむるかれとて向井將監小濱民部に命じ舟を出さしめてこれを救ひ且つ壯士をして復た濟るなかれと呼ばしめ扇をあげてこれを止めたりしかるに岸遠くして聲川の彼方に達せざれば豊後守扇を見て是れ濟り歸るを促すならめとて又もや馬を急流の中に驅り入れて此方をさして濟來る家光公これを見て彼を空しくするなかれとて更に小舟を放つてこれを援ふ豊後守顧ずして濟り終に恙なきを得たる家光公急に豊後守を呼び喜色面に溢れて今日の働き拔群なり其の平生の心掛のやども思はるゝなりと嗟賞して止ます左の手を出して吾汝を賞するにこれを以てすべしとある豊後守拜謝して

退き心中ひそかにおもへらく片手に五本の指あれば五十石の又に五百石を與へらるゝ意ならんと頓て駕籠に附添え歸り往くに家光公駕籠の中より呼はりて豐後守今日の事國士無双なりといふべし吾れ今汝を賞するに五万石を以てすべしとありければ豐後守驚喜して言ふところを知らざりしとぞ此日家光公城に還られし後ち諸老臣を召して此の事を語れ遂に五万石を與へて其功勞を褒賞し即日豐後守を擧げて待臣の上に措きしといふ濱劇軍談等にものするに右を種として修飾せるなるが此時家光公豐後守を賞するに十万石を以てすといふに謬りにて前に記せる如く寛永年中に豐後守六万石を領せしまでなり此後所領の地を加へられ八万石までにに及びしが是に寛文三年二

月のとにて此事よりに遙かに後のとなり

○

○由井正雪丸橋忠彌の實說（十五編の續稿）

大久保玄蕃頭に手勢を引具し急ぎ梅屋の方にいたり家來を以て言入れけるに當所の城代たる大久保玄蕃頭仔細有て直々罷越したれ早々對面あられしあるべしといひしを清兵衛取次て正雪に達しければ鵜野九郎右衛門熊谷三郎左衛門詞をそろへ此期に及んで首をのべ安々と生捕れんと無念なり今生の思出に花々しく働きかなはぬときにに腹切て死すべきなりといふ正雪聞きて誠に我々死力を尽し切て出なば一方に切破り一時に落延ぶべけれども天網

いかで漏すべき遂に縄目の耻にあゝるべし凡そ人に死

すべき時に死せざれバ必らす不覺の名を殘すものなり今先方より屢々使におよべども我々曾て應せざるゆゑ城代直に來り向へり對面せざれバ臆したりといはれんも今生の無念なり出逢ふべしとて清兵衛を以て返答していはく何等の御用なるやハ知らざれども御意を得べきにつき暫時それに御扣へあるべしといひて其支度にあゝりけり正雪練に桃色の裏附たる小袖を着し唐綾の丸ぐけの帶をしめ坐敷杖ゐ路次下駄をさき前後左右にハ八九人美服を着かざりたるを從へ坊主に刀を持せ大やうに坪の戸を開き玄蕃頭を請し入る玄蕃頭いさく尋ぬべき仔細有て度々使に及ぶといへども來られず殊の外延引におよぶにつき玄蕃頭直に來りたり早々下知に從ひ役所へまゐらるべしと

いふ正雪答へていかなる御用なるやと存ぜしに其儀なれバ某し曾て覺えこれなし度々仰越されしへどもいさゝか不審の者共ゐて御座なくしハ御疑ひをはらさんため身体に疵なきを御覽ゐ入れんとて一同に命じ袒がせてぞ見せにける玄蕃頭これを見てしあらバヤさる、旨町奉行落合小平次方まで出向されてヤ陳べらるべししかる上あらでハ此所の通行ハゆるされず若し此儀承知なくバ最早力なし存分に取計らふべし去りながら翅を以て天をかけり鰭を以て大海を渡るとも其分にて通りぬけんこと中〳〵思ひもよらぬことなりと詞をはなつていひければ正雪笑つて追つけまゐるべければ乘物の入りしはんほどに門を開きて御待しへと言捨て内に入りければ玄蕃頭しからバ約束をた

がへられるといひて一先づ此所を引上げりかくて正雪は坐敷へ歸り玄蕃頭に答へし旨を語り合ひいざや最期の形意をせんとて正雪をはゞめ油井三左衛門熊谷三郎左衛門鵜野九郎右衛門清兵衛作左衛門廓然其外十人車の輪の如くに並び座し最期の酒盛をぞはゞめける正雪一同に向ていひけるやう時來り運尽きて今日は各々黄泉の旅立たる門出の酒宴なり遠く異朝を考ふるに項羽は山を拔くの勇あれども遂に高祖の爲めに討されぬ吾が國にては東照宮は數ヶ度の難に逢ひたれども遂に殺害をまぬあれて幕府を開けり是れ皆武運のつよきと強あらざるとによる所なり返そ〳〵も丸橋忠彌が不覺よりかく露顯しさるものと覺えさり今同志の士誰れあれ無念とおもはざらんやしか

れども松壽千年なるも尚ほ尽る期あり天人長久なるも猶ほ五衰の日に逢ふといへり況してや人間の果敢なき五十年は眞に一夢の如し覺めてまた空に歸せんれみと嘆じつゝ盃を擧ぐるの片手にて一通の書置をしたゝめて硯の蓋の上に載せさて詞をあらため廓然に向ていひけるは某しが介錯は貴殿に頼むなり一度三衣剃髮の身となりし貴殿なれば其功德廣大なり且つは輪廻のきづなを切て成佛の緣ともなりぬべしといひければ流石に一同心細げにぞ見えおける

一説にいはく此時正雪梅屋の亭主を呼びて昨夜より騷々しく家内の者どもも嘸ぞ迷惑ならん誠に一樹の蔭にやどり一河の流れを汲むも此世ならぬ緣なりけり我々

かく世話にあるも深き因縁こそあるらめしかるに我々仔細ありて此度切腹に及ぶなりされば此後は其方穢れたる家に住居もなるまゝ其時にはさだめて家も立直すべし旁〳〵の寸志なりとて金子五百兩を取出し別に一書を添ゑて渡し此事役所へ申しあれば此金子は差支なく其方に下さるべしとて與へしが後ち詮議ありけるとき亭主此の書を添えて申立けるに金子はつゝがなく賜はり且つ其の家屋敷を取上げられ江川町にて替屋敷を賜はりさりとぞ

かくて正雪周押くつろげてこれと手本として各々にも跡より追附ゆへ早や此世にての暇乞なりといひさま短刀を左の腹に突立てゑいと一聲あけて引廻せば廓然後ろに廻

り首を打落せりこれにつゞきて熊谷三郎左衛門油井三左衛門鵜野九郎右衛門等思ひ〳〵に押肌ぬぎて切腹し皆々黄泉の客とぞありにける大久保玄蕃頭駒井右京これを聞きつけてすは謀叛人らは自害と聞こゆるぞ只だあらめ取れよ者どもとて急ぎ人數を引具し駈附て四方より込入りけれども戸口〳〵には締りをつけ挾箱皮籠等のものを積上げて通行をふさぎ其上に數十筋の繩を張りければ容易には踏入られず手に〳〵刀を拔き切拂ひて亂れ入りたりしかるに廓然は介錯したるゆゑに時刻うつりたるか又はかくれたりけるか人々込入りしとき自殺せんとしたると難なく溺め捕りけり其外下人和田助心臆し死にかねて落延しが終に召捕れたりしとぞかくて各々座敷へ込み入り

し後何ぞ証據ともなるべきものハあらざるやとて天井を放ち疊をあげ壁を壞してさがしけれども連判狀書狀等ハ早く燒捨てしとなれバたゞあるものとてハ鼠の糞蜘の巣はみぞ殘りけるさて玄蕃頭右京小平次三人立合て正雪が硯の蓋の上ゟ遺しおきたる一書を開きて讀下せり其文にいはく

今度讒奸有之ハ私儀叛逆の樣に被入聞召ハ段尤兎角可有儀奉存ハ併私如何迚四代の天下令殺伐事可成義無之ハ然共天下の制法無道廣大にして上下困窮仕ハ事心有者誰ゟ不悲哉然るに松平能登守殿雖被諫被遁世却て忠義の志空敷罷成ハ事是天下の爲大成上樣御爲不宜義と奉存ハ私義不肖にハ座ハ得共天下困窮を歎き詮ずる所ハ某守殿を爲令遠流少々謀僞て人數を催し暫當地に籠城せしめ其上にて天下ハ長久のハ政道をヤ上如何樣成とも罷成可ヤと相謀ハへども不肖の志徒に罷成ハ紀伊大納言樣ハ名を借不ヤハてハ人數催し語らひがさく故偏にハ扶持を蒙りハ者とヤ置ハへども私義誰人よりも扶持ヤ請ハ者にてハ無之ハ此外無他心ハ座ハヤ達度儀數多ハ座ハへども死を急ハ故早々ヤ殘ハ

慶安四辛卯七月廿六日

あくて正雪らの首をバ殘らず取収めて與力同心の手ゟ預け一先づ此場を引上げけりさて右の正雪の遺書ハいそぎ早追を以て江戸に送り先づ生捕の二人を拷問して一味の

者の事どもをさづぬるに廓然れ一言をも吐かず身に完膚なきにんたれどもたゞ目を閉ぢて居さりけるが和田助れ始めのやどれ言はざりしも嚴しき拷問に苦みて遂に逆意の事共及び一味の者の姓名をも白狀し足洗村の半左衛門の事まで陳告せしかばさらばとて捕手を足洗村へ遣しけりさて半左衛門方にてれかねて正雪より相圖ありければ期日の事擧を待ちゐるところ廿五日の夜ふいたり正雪らに詮議かゝりけるよしやのかに聞えければ安き心なく心腹の者を遣しひそかに其樣子をうかゞはせしに駿府の入口きびしく固めありて其体紛れなしと報じければ半左衛門大ゐおどろきいかゞれせんと慌て迷ひて其夜を明しけるところ翌日下人の白狀によりて與力同心馳向ひ逃ると

ころを追かけ終に高手小手にぞいましめける

一書に半左衛門の家を闕所するに屋敷れ幅三丁奥行五丁門六ッ土藏二十四戸前米三万貯金十万兩槍十六筋長刀七振太刀刀脇差三百腰鎧四十領錢數多田地六千七百石ありしよし記せり

（以下十七編に出す）

○

○仙代栽の實說

（十五編の續稿）

伊達家の後見を命せられたる兩人のうち田村隱岐守れ天性多病ゐして諸政務を執る能はざれば常に關東の邸宅に在りて本國へ下向せず故に諸般の事皆な伊達兵部少輔一門の長者たるによりてこれゐ任したりしかるに兵部少輔

宗勝は驕慢にして非望をいだき龜千代の幼きを時として
ひそかに宗家を奪はんとするの志ありて日ゝ政柄を弄し
て心はまゝなる任置多うりしかば家中頻りに騒ぎて士民
安き心もなくいづれも薄氷を踏む思ひをなせり中にも里
見十左衛門重勝といふものあり（祿は六百石にして忠宗の
厚籠を蒙りたりといふ）性果毅明決にして忠義の志深かり
しかば兵部少輔の專擅ゝして國を害するを憂ひ死を以て
之れを諫めんと思ひ兵部少輔の本領より江戸へ赴かんと
て仙臺を過ぐるをり對面して直言せんとて此儀を書面に
て兵部少輔のもとへ送れり其文にいはく

一筆啓上は先以兵部大輔樣は機嫌克被成は座保性院
樣は氣色被爲替は義も無は座はよし乍恐目出度奉存

は然は殿樣兵部樣は爲に可罷成儀ゟ度は事は座は條
來月江戸ゟは登之時分此地は屋舖にては人は拂被遊
誰ぞ兵部樣は心を被許は衆は側に被差置被爲聞は樣
被仰上可被下は爲其如斯は恐惶謹言

十二月廿八日　　里見十左衛門

多田木工右衛門殿
佐々木權右衛門殿
（右名宛の多田佐々木兩人は兵
部大輔の執事なり）

しかるに兵部少輔は右の書面を披見して我は政務を攝す
れば公事のほかには人に對面せずしかれども書面の趣き
政事に關するとなれば不問に附するもいかゞなりとて左

二十二

の返書を送り言ふ事あらば書面にて申越せよとの旨を答へたる其文にいはく

當冬二十八日の芳札令披見し彌無異事被相勤し由珍重存し如紙面保性院病氣寒中無恙して滿足ヤし於我等氣色無替儀しへども寒中故か自舊臘下旬兼ての病痞差發頃日居敷の事不自由にて令迷惑し乍然持病の事よし間頗て能成可ヤと存し然ゝ雖千代樣御爲又ゝ我等爲にも可罷成儀可被ヤ聞し間此度我等參勤の時分於其元可承の由書面具に心得し被念入しの之書中滿足ヤし乍去以其人其役目の儀被ヤ聞し義ゝ勿論之事にし不依誰物て密談諸事承儀ゝ公儀遠慮品に就有之去冬下着以後折々其元へ參りし節も逗留不ヤ早速令歸鄉し休おし此度參勤の時分も其元にゝ一日令逗留差留用事承之則發足可ヤ覺悟にし故其段舊冬其元奉行中えもヤ達置し右の遠慮し條密談ヤし樣にゝ對面成間敷し乍去龜千代殿爲に成し儀有之由被ヤ越しへゞ不承も殘念よし間荒增を書附可被ヤ越哉万詞期後音し恐惶謹言

正月六日

伊達兵部少輔

宗勝判

里見十左衛門殿

二十三

○

○忠臣藏の實説の內

大星力彌（十五編のつゞき）

（以下十七編にか、ぐ）

さて主税い後門口の大将として向ひしが追々お込入り思ひ〳〵の働きあるを下知をなしつゝ見てありしが果ていと已れも談やましくありけれバ吉田忠左衛門お向ひ是より後の下知をバ貴殿助右衛門殿総右衛門殿に頼みまゐらせ某しい討入て一働きいたしさしとて半弓を投げ捨て二尺五寸の刀を抜かざし奥をさして駈け入るに向ふに一人の大の男ありて三尺餘の刀を真向おかざして主税を目がけて切てかゝる心得たりとて渡り合ふ此の者い和久半太夫といふ剣客にてかねて用心のために召抱へしものなりとぞかく千變万化して互ひにいどみ戦ふ主税い身輕く小鳥の如く飛びあがり飛ちがへあしらふに彼男のうちかくる太刀風はげしけれどもいのゝしけん跡へ〳〵とまくり立らるゝゆゑ主税いかなるゆゑにやと屹度見るに税主が後ろより忠左衛門助右衛門重内総右衛門の四人半太夫を目がけて半弓を射かけ居たり重内が又もや放つ矢小鬢のはづれに中りしかバ眼くらみてたぢ〳〵するを主税心得たりとをがみ討ちに半太夫が両眼かけて首を半分切落せり重内総右衛門助右衛門かけよりて扨〳〵御手柄切れも切れより而白しといへバ主税おの〳〵の後見により無双のものを仕留めたり中〳〵某一人の働きにてい思ひもよらずといひつゝ又も奥の方へとかけ行き目ざましき働きをなしたりとぞかくて上野介を討ちとめ一同高輪なる泉岳寺へ赴き内匠頭の墓を祀りし後ち同寺にて饗應をうけ暫らく休息なしぬるはやに午の時ごろよいより討手大勢

馳向ふよし風聞ありて寺中の騒動一方ならず内藏助聞きて人々を呼び集めなどしけるに主税父に向ひて察するに討手い來るまじたゞ噂さのみならん彼もし討んとならば早朝に押寄すべし何ぞ日中まで期を延すべきやといふ内藏助汝がやそところ云かるべしされども敵にそなへざる智者の恥るところありかくまで仕遂げたるを今さら過ちなば死後までの名折なりとて方丈客殿と廻り手疵ある人を視察して各々用意せしむ人々砥石を以て刀の切刃をつくる主税もおなじく刃をつけんとせしを堀部安兵衛見て一さび切刃をつけて戰ひ損じたるを再びわらためつくるにも秘傳ありとて自かち刃をつけて渡す主税とりて押いたゞき一振ふりて側なる小僧を向ひいうに御坊よ堺町の切合人形の眞似をして見せやさんといへば小僧どつと笑ふ老僧らいわづかよ十五歳の少年にして其勇氣の絶倫なるを驚けりとぞ果して主税のいへるが如く討手い來らずかくて後ち諸士わかれて四家へ預けらる、よ及びて主税い松平隱岐守に預けられたり云かるに正月上旬にいたり主税病にの、りしかば隱岐守より醫者をつけ藥用すべしとあるに主税固く辭して一切藥を服せず隱岐守これを内藏助の預ける細川越中守の方へやり送り内藏助よりやこしなば藥用いたすに相違なければ此旨内藏助へやり聞けられたしとありければ越中守内藏助を召出して右の趣を達せられ非方よりやり遣し藥用いたすやう取計らふべしとありければ内藏助隱岐守様の御懇志の段身に餘りて

有りがたし主税所存にハ遠からず御仕置となる身なれバ養生も無益なまと思ひて藥を服せざるゝと見えいされバ只今にてハ父子のく立別れ罷在れバ此儀たとへゆ遣したれバとて彼れ容易に承引すべくとも思はれねバたゞ其儘に打捨置きたまはまたしと答へしかバ越中守もせむ方なく此旨隱岐守へゆ送られしとぞ又預け中或る人が主税に問ひて貴國の士さゞ四十七人のみゑるべからずその餘の人々ハ何としたるぞといふに主税答へて家中の諸士多からざるにハあらずしかれどもそのうち酒を好む者多く又俳諧を好むものも多し懦弱にして用に立つべきもの少しといへりとぞ主税死を賜ふとき十六歳なり泉岳寺に葬り戒名を刃上樹劔信士といふ

（主税の傳をとり）

○忠臣藏の實説の内　竹森喜多八

淨瑠璃にいはゆる竹森喜多八とハ武林只七のことなり只七名を隆重といふ淺野家に仕へて中小性の役を勤めたり

武林の舊氏ハ孟といひて支那抗州の武林といふところゝ住し自から孟軻の後裔なりと稱せり只七の祖父を孟二寛といふ豊臣秀吉朝鮮を伐つのとき朝鮮援を明に乞ふ明兵を出してこれに應ず時に二寛もその軍勢に加はりて朝鮮に至りしが虜となりて遂に我が國に歸化し姓名をあらさめて武林次菴と稱して醫を業とせしが其子を渡邊半右衛門といふ始めて淺野家に仕ふ只七ハその子なりといへり

内匠頭殿中にて刃傷におよび切腹の後ち江戸屋敷引拂ひ

のをりから只七ハ江戸在勤おて屋敷の内に住居せり只七の母此日御殿より宿へ歸り只七を呼びて酒を出しいへあまりに氣をうちたれバ一ッ二ッたべんとて盃を傾けこれにて少しハ心晴れたるやうなり明朝ハ屋敷受取の方より人數はやくさし越さる・よし何かと取込みならん今宵ハ早く休みてよからんとて臥所に入りしあバ只七見送り主君の事など思ひつゞけてまどろむ程もなく明渡りければ起出て下女を呼びいつも早く起きさせたまふ母の今朝にかぎり朝寐したまふ何とやらん心もとなし起ーまゐらせよといひつけて母の臥しさる一間に下女を遣したり下女入るやいなや驚きてかけ出るゆゑ何事ぞと尋ぬるに何ゆゑかハ知らず血おびたゞしく流れあるといふ只七さて

ハと驚き立入り見るに母ハいつのほどおの自害して血に染みて死しぬたり只七ハたゞおどろき迷へていかがハせんと思ふところへ人々も集り來りて死骸の傍を見るに一通の書置あり其文にいはく

一筆殘し[illegible]扨も今日殿樣に身のとて思ひもよらずに事ゆゑとはうを失ひおどろきすいしかれども力なきに事とあきらめすところいかにしても馴れさせさまとぬ冥途のにたびへたゞに一人にてなにほどかにたよりなく死出のやまぢとやらにまどはせいはんと不斗心づきしよりとても老のみのながらへて何のせんなくせめてめいどのにともしてはなしの伽ともなり[illegible]はんと思ひつめかくハなりすいしゑ〳〵一人のそなたを捨しと

にはなくたゞ殿様はいとけなきときより數十年の春秋を馴したひ奉りしところ今更はわかれのかなしさよ一ッはみを失ひ二ッは母もかくなりは得ばは遺恨ふくまれしは方にもさだめて君のは仇とていづれもは覺悟あるべき事なればなほさら御手前にかぎりて母のために仇なりと向ふに力の入るべき事と推量いたし及びなきことながら唐の王鐐元直の母刃ふふして義をずゝめし例にならひてかた〴〵身を捨ずはこのところ得と覺悟ありては仇の事においてはたとひ御手前一人なりとも心をつくしずさるべくは草葉のかげより見まいらせなにはどか悦びずべし及ばぬ事ながらずれこしなり

母より

武林只七どのへ

と讀みもをはらずふさゝび又驚きしがさてあるべきにならざれば死骸を菩提寺へ送りて葬りけり是れにはげまされて只七まそ〳〵復讎のこゝろざし堅くして遂に本意を遂げしとぞ

一説に只七の母は内匠頭長矩よ乳をあたへしものなれば悲傷の心ひときは深くして遂に自害におよびしなりといへり右只七の母自害の事は諸書載そるところ同じくして信ずるに足るを以て記せしといへどもたゞ疑ふべきは只七仇討の後毛利家へ預けられて在りしとき作りし詩なりとて世に傳ふるに

三十年來一夢中、捨生取義幾人同、家卿臥病双親在、膝下

奉歡恨不終、（一本よ終を窮に作る）

とあり此双親の二字あるを見れバいかゞにやされども詩も亦た人の僞作なるやもはかりがたし姑く記して以て後の參考に供す

（以下十七編に掲ぐ）

○

○曾我十郎五郎の實説（十五編のつゞき）

（討入りの條）

兄弟工藤の狩屋をさして急ぎしに工藤の狩屋ハ諸大名の建列ねし狩屋の中ほどにありて容易にいたるを得ざれども僞りて通りぬけんとて先づ狩屋の方へ入るに入口にハ本間等が建設けたる狩屋數十軒なりて番卒篝火を燒き

木戸をさしかためて警めゐたり兩人これを見て立とゞまりけれバ番卒聲をかけて何者なるにや夜深といひ殊にその出立只者なりとも見えず通すまじと咎めけり十郎聞きていさゝか怪しき者にあらず我らハ土屋どのより愛甲どのへの使ひなりといひけれバさらバ通れよとて木戸を押開けり兄弟こゝをバたばかりて通りぬれども仇の狩屋までハ猶ほ數所の木戸あれバいかゞして通らんと思ひわづらひつゝ足早に行きけるよ又千葉介常胤の狩屋ありこゝにも木戸をきびしく閉ぢて番卒數十人にて固めゐたりしが兩人を見て何者なれバ夜更けてハ通るぞ遣るまじとぞ咎める五郎立かへりて我らハ御内方の者なり通しさまへといふ番卒聽かず尚ほも通さじといふを十郎巧みに言

を設けて欺きしかば終に通りたまへや人々とて木戸を開きて押出せり兄弟虎口をのがれし心地して進み行くに梶原の狩屋あり兄弟詞をひそめて此曲者の舘の前をばいかゞして通るべき我らを見知りたるものどもなりされども歸るべき道にもあらず浮沈こゝにきはまれり運に任せよとて通りけるに番卒數十人きびしくいましめぬたりしがいかなるゆゑか一人も咎むる者なかりければ是に有りがたしとて足早にぞ通りける既に工藤の狩屋近くありて此所ぞといへば打うなづきて忍びて狩屋の内へぞ入りにけるしかるに此夜祐經ゆゑ有りて俄に寢所を換へされば兄弟が此程より見置きさる所にに臥して在らず兄弟内へ忍び入りて索むれどもたゞ杯盤など踏ちらすれみにして人

になし是にいかにと松明ふりあげ見れども館も同じ舘なり坐敷も日ごろ見置きさる坐敷なり次の間にに人多く臥しされども狩りにつかれ酒に酔ひて前後も知らず熟睡しされば誰れと咎むるものもなし兄弟力なく舘を立出て運ぶ盡きさるもの我らの如きになかるべし十數年の思出にて今宵にのがれまじとて忍び入りしに敵に何方へ行きしや影だになしかゝるべしと知りなばいかで鬼王らを曾我へ歸せべき拙きものと世間に披露されんこそ口惜しけれいざ此上に目殺して死ぬべしとて兄弟天を仰ぎて嘆きゐたりこゝに工藤の狩屋の隣りに畠山重忠の狩屋なりしが折ふし重忠の郎黨本田次郎親經夜廻りをせんとて庭内を見廻りしに兄弟松明をふりかざして立驕くを見ていかさ

ま伊豆駿河の盗賊が忍び入りしにぞあらん討留め功名せんと思ひ足早ゝ歩みよりけるが心をかへて又思ふやう隣りの舘ハ工藤祐經なり日ごろ曾我殿原が父の仇なりとて覘ふよしなるがもしさる人ゝてもあらんゝと物の隙より窺ひ見れバ案にたがはず兄弟無念の齒がみをなして立たりけり本田哀れに思ひて祐經が臥したる舘の褄戸をひそかに押開き何とものをバ言はざれども扇を出して招きけり五郎ハこれを見て本田が我らを招きたるハえうこそあれと思ひ松明脇に引そばめ廣椽に立あがりて何事ぞや本田どのと囁く本田小聲にて夜陰の苗字ハ詮なし波にゆらるゝ沖つ舟ゑるべの山ハこなゝぞといひすてゝこそ立去りけれ兄弟大に悦びてそのまゝ忍び入り松明ふりあげよ

く見れバ本田が敎へにたがはず工藤祐經ハ此所にぞ臥したりける二人ハ目と目を見合せて四邊を見れバ人もなし祐經ハ手越の少將と臥し少し疊を引さがりて吉備津の神職王藤内龜鶴とゝもに臥しゐたり十郎これを見て五郎にいひけるハ和殿ハ王藤内を切れ祐經をバ祐成にまゐせよといひけれバ五郎聞きて愚なるおほせゐな我ら幼少より神佛に祈りしハ王藤内をうたんゝめか彼れハ逃げバ逃がそべし立あはゞ切るべし祐經をこそ千太刀百太刀も心のゆく〳〵切りたけれ早や切りたまへ切らんとて太刀をそばめて待たりけり兄弟二人の遊女をバ着物に押卷き疊より押おろしおのれ聲立るなといひて松明側にさし置き十郎枕の方へ廻りけれバ五郎ハ跡にぞめぐりける二人の遊

女ハはじめより知りたれども餘りの恐ろしさに音もせず兄弟ハ祐經を中におきて互ひはうちうなづき〳〵て三千年に一たび花さき實ゐる西王母が園の桃優曇華よりもめづらしやそれに譬ふる敵なれバ早く斬れやとて二人の太刀を祐經に當てハ引き引てハ後て七八度こそあてにけれ良ありて五郎此年月の思ひさゞ一太刀ゐと思ふ氣色あらはれたり十郎まて暫し寐入りたる者を切るハ死人を切るに同じ起さんものとて太刀の切先を祐經の胸元にさしあて、いゐに左衛門尉殿曾我の者ども參りたり我らほどの敵を持ながら何とて打解け臥しさまふぞ起きよや祐經どのと起されて心得たり何ほどの事あるべきといひも果てず起きさまに枕元に立たる太刀を取らんとするところを

優しき敵の振舞かな起しハたてトといふまゝに弓手の肩より右手の脇の下板敷までも通れとこそハ切付たれ五郎も得たりや應とのゝしりて腰の上手をさし上げて疊板敷切通し下股までも切入さり我幼少より願ひしもこれぞうし妄念拂へや時宗忘れよや五郎とて心のゆく〳〵三太刀づゝぞ切りさりける後に臥したる王藤内眼を覺して詮なき殿原の夜中の戯れゐな過ちしさまふな人たがへしたまふな皆人ハ見知りたり後日にあらがふなといひつゝ刀をも取らずして高匐にしてぞ逃げたりける十郎追かけ日ごろの詞に似ざるものかな何方まで逃くるぞ餘すまじとて左の肩より右の乳の下へかけ二に切りて押のけたり五郎も走りあゝり左右の高股二に切て同じく押のけたり王藤

内此時四十餘歳の男なりしが時の間に四おなりて死した
れバ五郎歳れに
馬い吼え牛いいな、く逆さまに
四十のをとこ四になりけり
十郎聞きてよく仕りてい思ふ本意ん遂げぬ今ん憚る事も
おしと兄弟どッと笑へり十郎又いひけるい袖經おとゞめ
を刺さゝりけるが止めい敵討ての法あり實檢のとき止め
のなきい敵討ちたる數に入らずといふ五郎聞きてさらバ
止めを刺しいんとて立歸り袖經の死骸の邊へ立よりい
つぞや箱根にて御へんの手より賜りたる刀只今たしかに
返すなり取らすと論じたまふなといひつゝ、柄も拳も通れ
と刺しけれバ餘りは強く刺しさるゆゑ口と耳と一よぞあ
りたりげる

○槍の權三の實説

「槍の權三重帷子」といふ淨瑠璃ん玉井宗義密夫を殺せし
事を作れるものなり其實説ん享保元年七月十七日大坂高
麗橋にてありしとにて宗義ん出雲松江の家人ありしが其
妻おかん同家中池田軍次といふものと密通なし、を怒り
終に兩人を切殺せり去かるよ宗義んその時四十九歳にて
庚戌の生れおかんい三十七歳にて壬戌の生れ軍次い二十
五歳甲戌生れにて三人とも戌の生れなれバ珍らしきとな
りとて世人噂させりとその時檢使殺されし兩人の死体を
檢せし書留ん左の如くなりしと

（以下十七編に出ず）

大げさ　右の腕切落され左りの肘ゑりぞけて四間出る
疵三ヶ所　眉間疵二ヶ所　とゞめあり
帷子ちゞみ　竪島　帯
金毛織の紙入　脇差　越前の下坂國綱長サ一
尺七寸五分金拵

茶道役玉井宗義女房
同家中小森半左衛門娘
おゐん

背中大疵二ヶ所　其外小疵あり
帷子下ゑ白帷子上ハ光琳の梅の立木の墨繪
帯　花色綸子に白縮緬のかゝへ帯

べつゐうの丸櫛
紫縮緬のぼうし
右の通りなりしとぞ
右の噂さ一時高かりしゐハ翌年即ち享保二年近松門左
衛門其事を淨瑠璃に作れり是れすゐはち「槍の權三重帷
子」なり重帷子といふ名題の字ハ右のおゐんが着たる重
帷子を用ひ暗ゐ密通の事をきかせさるなり此淨瑠璃ハ
殊の外世人の喝采を得て今日まで歌舞妓にて絶えず興
行するに至れりといふ

○

○玉藻の前の實説

玉藻の前の事ハ謠曲殺生石に作りありて其文に今ハ何を

る包むべき天竺まてハ斑足太子の塚の神大唐にでハ幽王の后褒姒と現ト我朝ふてハ玉藻前とハなりさるなりなどあり此者の事ハもとより古人の作りし無根說なり決してかゝる者あましにあらず彼の玉藻の前の事を記せる三國妖婦傳といふ書ハ全く謠曲の趣きを種として作りしなりされども此者の事ハ謠曲作者が作り始めしふハあらで猶ほ古き作物語なるべし下學集に其事を記しこれを古老の口號に聽くといへり下學集ハ文安元年の編書にて此時既に故老の口碑に據るといへバ此物語の古きを知るべし何者の好事者がかゝる由なき事を作り出して世人を惑はそにや最と罪深き業なりかし抑も此物語を作り出せし種と思はるゝハ即ち印度の斑足太子の事支那周代の褒姒の事

などを撮合せて一部の怪談となせしなり斑足太子の事ハ仁王經に出たり其趣きハ昔し天竺天羅國に斑足太子といふあり王位に登るを心掛け外道羅陀といふ者を師として敎を受るに羅陀いふ千王の首を取て塚の神を祭るべしさからバ王位ハ登るを得べしといふ太子これに從ひ既ふ九百九十九王を得されども今一王を欠けり即ち北万里ふ行て一王を得たり名を普明王といふ云々とあり此事を取りて下學集に載せたる斑足王の說にハ昔し西域に斑足王あり其夫人惡虐人に過ぎたり王に勸めて千人の首を取らしむ作りて夫人の事とせり又褒姒の事ハ國語史記等に出て周の厲王の時櫃に藏めたる龍の漦を發きしにその精液化して玄鼈になれり王宮の童女これに遭て孕めりその子即

ち襃姒なり後ち襃姒幽王の妃となり王を勸めて淫樂に耽らしめ遂に位を失はしめし事を記せり顚末かくの如き怪しき物語なれば是れを取りて玉藻前の事を作り出せしと疑ひなし又九尾狐の事は山海經白虎通文選等に見えたりされども九尾狐に二樣ありて一は瑞獸にして一は惡獸なり玉藻の前の作者はその惡獸の方を取れるなり三國妖婦傳は後の人の手に成れるものにして古き草子物語にあらずされば玉藻の前の事は全く好事者の作り出せし妄說なれば世の婦女童幼必らずこれを信するなかれ

編者曰く書中油井正雪丸橋忠彌の一條は油井根元記、翁艸、寛明日記、水月名鑑、先哲叢談、常山記談等に據りて叙せしなりしかるに坊間行る、俗書慶安太平記といへる者に載する所と稀に事跡の似たる事あればとて看者誤て本條を以て僞說となし勿れ彼の慶安太平記といへるを覽るに其書の半過ぎよりは油井根元記を本として修飾を加へしものと覺ゆ因て自から記事の似たる所もあるなり是は筆の因みに聊か言置つ

實事譚第十六編終

明治十五年一月六日出版御届　（十五錢）
同　年同月廿三日發行

編輯人　新潟縣平民　松村操　神田區佐久間町二丁目十一番地
東京府平民　望月誠　京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元　東京南鍋町一丁目七番地　兎屋誠
大賣捌所　大阪唐物町三丁目五番地　同支店
東京三島町　山中市兵衛

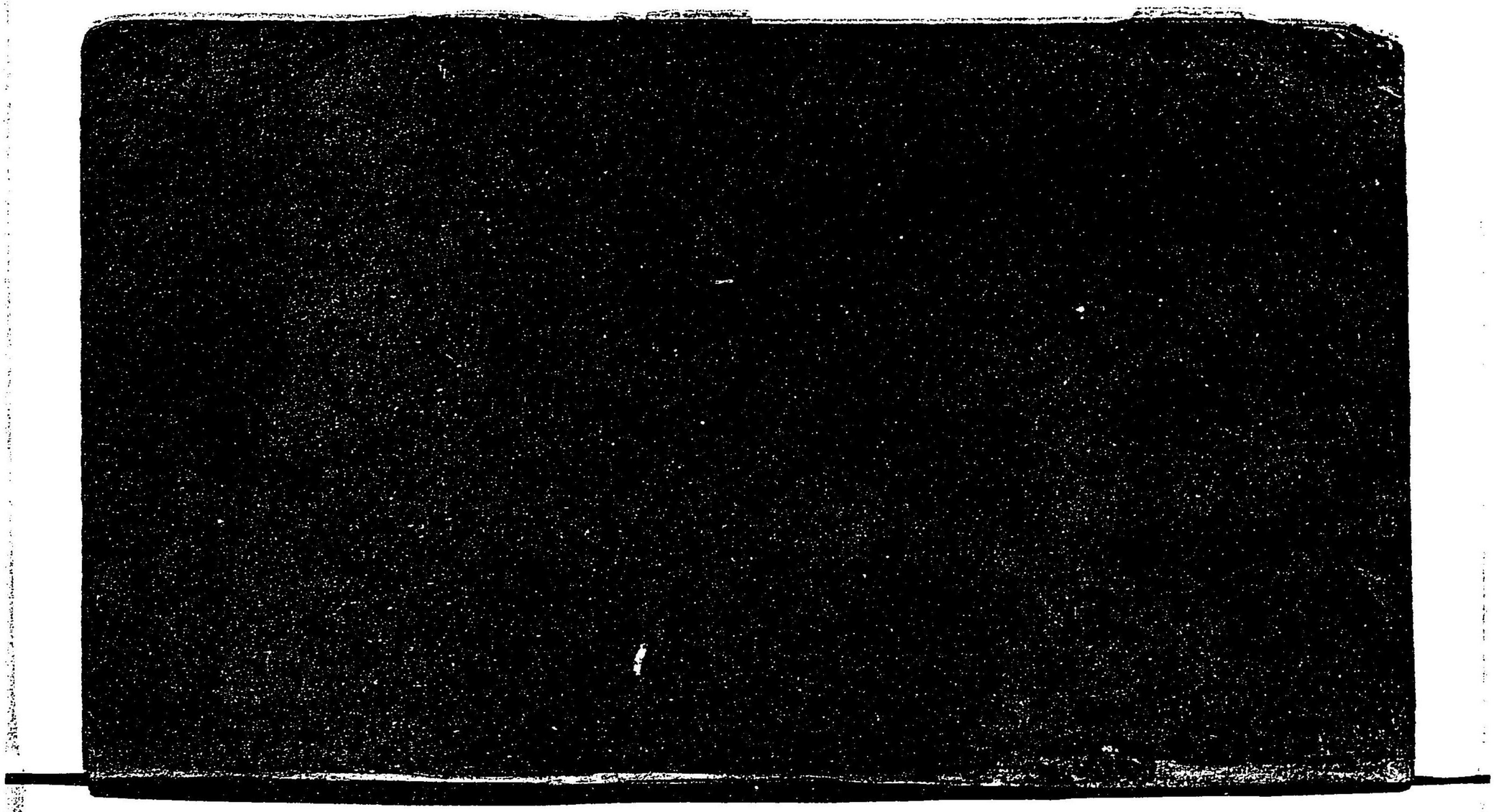

大日本教育會書籍館
函 七
架 五
號 九
冊 一